

過疎地域持続的発展計画（案）

（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

秋田県由利本荘市

目 次

1.	基本的な事項	1
(1)	由利本荘市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	由利本荘市行財政の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価	13
(7)	計画期間	13
(8)	由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合	13
2.	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	15
(3)	計画	16
3.	産業の振興	17
	産業振興の方針	17
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	20
(3)	計画	24
(4)	産業振興促進事項	26
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
4.	地域における情報化	27
	地域における情報化の方針	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	28
5.	交通施設の整備、交通手段の確保	29
	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	30
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38
6.	生活環境の整備	39
	生活環境の整備方針	39
(1)	現況と問題点	39

(2) その対策	4 1
(3) 計画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 6
 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	4 7
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	4 7
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 8
(3) 計画	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1
 8. 医療の確保	5 2
医療の確保の方針	5 2
(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 計画	5 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 4
 9. 教育の振興	5 5
教育の振興の方針	5 5
(1) 現況と問題点	5 5
(2) その対策	5 6
(3) 計画	5 8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	6 0
 10. 集落の整備	6 1
集落の整備の方針	6 1
(1) 現況と問題点	6 1
(2) その対策	6 1
(3) 計画	6 2
 11. 地域文化の振興等	6 3
地域文化の振興等の方針	6 3
(1) 現況と問題点	6 3
(2) その対策	6 3
(3) 計画	6 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	6 4
 12. 再生可能エネルギーの利用の推進	6 5
再生可能エネルギーの利用の推進の方針	6 5
(1) 現況と問題点	6 5
(2) その対策	6 5
(3) 計画	6 5
 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	6 6

その他地域の持続的発展に関し必要な事項の方針	6 6
(1) 現況と問題点	6 6
(2) その対策	6 6
(3) 計画	6 6
14. 過疎持続的発展特別事業	6 7

過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 由利本荘市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

由利本荘市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20km～75kmの圏内である。

南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されている。

面積は、1,209.59km²（東西約32.3km、南北約64.7km）で秋田県の面積の約10.4%を占めている。

地目別では、山林が約894km²で73.9%、農用地が約125km²で10.3%、宅地は約25km²で2.1%となっている。

気象をみると、県内では比較的温暖な地域であるが、海岸地域から内陸高地までの標高差が大きく、平均気温は本荘地域で13.3℃、矢島地域で12.5℃、最深積雪は本荘地域で32cm、矢島地域で50cm（平均気温、最深積雪ともに令和6年数値）と、沿岸部と内陸部で気象条件が異なる。

イ 歴史的条件

幕末までは、亀田・本荘・矢島の3藩に分かれていたが、廃藩置県後、本荘県・亀田県・矢島県を経て、郡区町村編成法の制定により秋田県由利郡となり、当区域はこれに属していた。その後、明治22年の市町村制施行時のいわゆる明治の大合併、そして、昭和29年から31年までの昭和の大合併等の変遷により、現市の前身である1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）の区域が決定している。

それから、約50年の年月を経て、平成の大合併により平成17年3月22日に1市7町による広域合併が行われ「由利本荘市」が誕生した。

ウ 社会的、経済的条件

本市の農業は、良質米の生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできたが、近年の気候変動による異常気象や資材価格や燃料費の高騰などにより、厳しい農業経営となっている。

令和2年国勢調査における就業構造は、就業者総数37,510人のうち第1次産業10.1%（昭和60年比13.4ポイント減）、第2次産業31.4%（同5.3ポイント減）、第3次産業57.4%（同17.7ポイント増）で、農業を主とした第1次産業就業者人口は、近年の農業情勢に伴い著しく減少しており、社会経済の変化により第2次産業は微減、第3次産業は増加傾向が強まっている。

その中にあって、地域内産業として新たな特産品の開発や、経済作物としての取り組みと地場産業の振興に努めている。また、本市には高等学校5校、県立大学等の教育機関が設置されており、産学官民の連携による各産業のさらなる発展が期待されている。

医療については、中心地域に総合病院が3箇所設置されているが、周辺地域では個人医院、診療所等が大部分のため、専門医療、総合診療については、中心地域の医療機関に依存している状況にある。

② 由利本荘市における過疎の状況

ア 人口等の動向

昭和30年代からの我が国の高度成長に伴い、農村から大都市への人口流出が始まったが、一方では、地方における人口が減少し、各地の山村には過疎という状況が生まれた。

本市においても例外でなく国勢調査の結果によると昭和55年から令和2年までの40年間で、

21,041人の減少、率にして22.0%の減となっている。昭和35年から昭和40年の6.9%の減をピークに減少は鈍化し、昭和45年から昭和55年にかけてほぼ横ばい状態であったが、昭和60年を境に減少傾向が続き、平成27年から令和2年では6.5%の減となっている。65歳以上の老人人口は昭和35年から平成12年に至るまで、国勢調査時毎に平均約20%で増加を続けていたが、平成17年度調査以降やや鈍化し、令和2年調査においては前回調査比で5.5%増加となっている。逆に、0~14歳の年少人口、15~64歳の生産年齢人口においては減少を続けている。特に平成27年、令和2年を比較すると、年少人口が12.7%の減、生産年齢人口が12.7%の減であり、また、令和2年調査時点の総人口における高齢者の比率は過去最高の37.2%となっており、少子・高齢化の進行が深刻化している。

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によると、本市の将来人口は減少を続け、令和12年63,391人、令和17年57,902人となっている。

イ これまでの対策、現在の課題、今後の見通し

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、過疎地域の指定を受けた地域（平成17年の市町合併により全域指定）において、人口の過度の減少防止、住民福祉の向上、就業の場の確保、生産基盤・生活基盤の整備等地域振興策を積極的に講じてきた。

移住・定住については、移住希望者の掘り起こしと共に「無料職業紹介所」の開設や、地元不動産業者と連携し、働く場と住まいの確保などを支援している。また、関係機関との連携により、移住による新規就農、起業、全国的にも事例の少ない事業承継等を実現してきた。今後は、リモートワークの浸透やワーク・ライフ・バランスの推進により地方に关心を寄せる「関係人口」の創出に向け、地域課題や地域資源をテーマにした取り組みを地域一丸となって推進し、本市との関わりを深化させることで、将来的な移住・定住に繋げることが求められる。

地域間交流の促進については、交流人口の拡大は、地域の賑わいの創出や地域経済の活性化といった効果が期待されることから、地域資源を活かした国内外の友好都市との交流事業に加え、県立大学をはじめとした地域連携協定締結を活かした多様な交流活動を実践しており、今後さらに、学園都市としての強みを活かした産業、観光、地域活性化に結びつく取り組みの継続が必要となる。

市民が、互いに学び、つながり合う場を設けるなどの人材育成研修を実施し、若い人財の発掘や地域リーダー・キーパーソンの育成を推進してきた。それらの市民が、地域課題解決のためのアイデアを実行に移すまでの支援体制の強化が必要となる。

産業の振興については、農林業の育成と高生産性の確立を目指し、地域の個性を活かすとともに、創意工夫を引き出しながら、規模拡大に必要な機械や施設の導入、生産性向上のための場整備のほか、畜産経営の環境整備、林業経営のための林道・作業道の整備など、ハード事業のみならずソフト事業を含む総合的な事業を推進してきた。

本市の農業は、水稻や畜産を中心に経営されてきたが、担い手の減少により地域農業構造が著しく弱体化しているとともに、近年の気候変動による異常気象や、円安の長期化、国際紛争などによる資材価格や燃料費の高騰など生産コストの増加に対して十分な収益が得られにくい状況となっていることから、高品質・良食味米の生産推進や、県内有数の肉用牛生産地として、各種補助事業を活用した飼養規模の拡大や省力化の推進により、一層の振興を図る必要がある。

林業についても、木材価格はコロナ禍前より高い水準で推移しているものの、林業従事者の減少と高齢化が進んでおり、依然として厳しい環境にある。本市の有する豊富な森林資源の有効利用を図るため適切な森林施業と林道、作業道網の整備を促進するとともに、「J-クレジット」制度の市有林での取り組みや、林地残材等を活用した木質バイオマス燃料の供給についても推進する必要がある。

水産業については、海面、内水面ともに安定した漁業の振興のため、稚魚放流事業を継続して水産資源と安定的な漁獲量の確保に取り組むとともに、道川漁港、松ヶ崎漁港、西目漁港の整備を実施してきた。

漁業経営は零細で、漁獲量の減少、漁価の低迷など厳しい状況に置かれている。今後、つくり育てる漁業の推進に努めながら経営の近代化や担い手の確保を図るとともに、観光・物産と連携した付加価値の高い漁業を推進する必要がある。

観光の振興については、市内の観光施設の整備を進めるとともに、各種イベントの開催や観光PRを実施している。今後も観光を外貨獲得のための重要な産業と捉え、国指定史跡鳥海山や鳥海山・飛島ジオパークなどによる周辺自治体と連携した広域的周遊型観光を図るため、受け入れ態勢の整備に努めるとともに、農商工連携により地域産業の活性化につなげる必要がある。

道路については、日常生活や経済基盤など、社会生活の基礎となるものであることから、道路や橋りょう、交通安全施設等、重点施策として積極的な整備を行ってきた。住民の生活圏は広域化しており、安全で利便性に優れた交通基盤の整備が求められている。加えて、国道、日本海沿岸東北自動車道、主要地方道の整備促進と併せ、本市内外との広域ネットワークの確立に努める必要がある。一方で老朽化への対策として、道路施設の維持管理を「事後保全型」から「予防保全型」へ転換し、長期的な維持管理コストの縮減を図る必要がある。

情報通信については、情報格差の是正や高度情報化時代への対応のため、高速通信ネットワーク施設や移動通信用鉄塔施設の整備を進めるとともに、テレビ難視聴地域解消を含めたCATV（ケーブルテレビ）の整備等を実施してきた。飛躍的な高度情報化の基盤づくりが進展するなかで、情報通信基盤は、産業・福祉・教育・観光等あらゆる分野において必要不可欠となっており、情報通信基盤の整備促進や地域情報化対策の推進が今後さらに必要である。

公共交通については、JR羽越本線、第三セクター方式による由利高原鉄道(株)鳥海山ろく線、国道を主要路線とした路線バスがあり、沿線住民の通院・通学等生活路線として活用されているが、特に鳥海山ろく線や路線バスについては利用者の減少により厳しい経営状況が続いている。また、JR羽越本線においてもダイヤの充実による利便性の向上や高速化が求められている。今後はさらなる要望活動と、利用促進・利便性の向上に努めるとともに、コミュニティバスの運行や乗り[逢い]交通事業の拡充により住民のニーズに対応しながら、AIオンデマンド交通の導入など、近年の運転手不足などの課題に対応し、持続可能な交通網の整備が必要である。

生活環境の整備については、上水道は、浄水場整備や配水管の布設替・新設、貯水槽設置、配水池整備等の実施により、水道水の安定供給に対応してきた。今後は施設の耐震化や老朽管の更新など計画的に整備を図っていく。

また、下水道は、公共下水道事業・集落排水事業の整備を計画的に実施し、快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全に努めてきたところである。令和2年度で整備区域の拡大を終了し、今後は処理区の統廃合や老朽化した施設等の改修及び更新により、処理の効率化を図る。

ごみ処理については、処理施設の整備とともに、分別収集の推進と併せ、環境の保全に努めてきた。現在、可燃ごみの広域処理に向けた具体的な検討を進めており、今後は中継処理施設の整備等のハード事業のほか、美化運動、ごみ減量化、分別収集等への意識啓発等、ソフト事業についても推進する必要がある。

消防については、常備消防の消防自動車、救急自動車の計画的な更新整備と、非常備消防の消防ポンプ積載車の計画的な更新整備や有蓋防火水槽の設置工事等を実施するとともに、地域防災の要となる消防団との連携のもと、住民の生命と財産を守るために活動してきたところである。今後も火災予防や防災意識の向上を図り、引き続き市民の協力を得ながら広大な面積を確実にカバー出来るよう、施策の充実に努める必要がある。

高齢者福祉については、生活支援ハウスや特別養護老人ホームの運営、介護老人福祉施設やデイサービスセンター、ケアハウス、高齢者住宅の整備を進め、総合的な老人福祉サービス機能の充実が図られてきたが、今後さらに進行する高齢化率の上昇に伴い、多様化する市民のニーズに対応できるよう、民間活力の導入など、福祉施策の充実に努める必要がある。

児童福祉については、放課後児童健全育成事業を充実させ、一時預かり保育や休日保育、延長保育等の実施により、多様化する保育需要に対応してきたが、少子化が進むなか、今後さらに保育環境整備に努め、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めていく必要がある。

医療の確保については、市内の総合病院等から遠隔に位置する山間部等において、診療所改修や、計画的な医療機器の充実等を実施し、高齢化などに伴う疾病構造の変化に対応する体制を整えてきた。今後はさらに、地域医療の充実と救急医療体制の強化を図り、すべての人が生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくりを進める必要がある。

教育文化の振興については、学校施設の改修や給食施設整備、スクールバスの更新、小中学校へのコンピュータ整備のほか、体育館・体育施設の整備、公民館や地区集会施設の建設・改修、公園整備等を実施し、児童生徒の教育環境の整備や市民が体力増進や交流活動へ気軽に参加できる機会の充実、スポーツを楽しむ環境整備が図られてきた。今後はさらに、情報化、国際化の進展に対応した教育環境の充実を推進するとともに、老朽化が進む学校施設等の計画的な改修や整備、情報教育、教科指導でのICT活用、校務の情報化により教育の質向上に努める必要がある。

地域文化の振興については、各地域の歴史文化遺産の調査・保存・活用に取り組むとともに、民俗芸能伝承館「まい一れ」を拠点として、民俗芸能の保存・継承のための環境整備に努めてきた。今後はさらに、市民の文化財保護意識の啓発に努め、民俗芸能や伝承行事を主体的に保存・継承する人材の育成を図るとともに、国指定史跡「鳥海山」などの鳥海山文化遺産の他、多くの有形・無形の文化財遺産を市民共有の財産として、保存・活用に努める必要がある。

集落の整備については、分譲宅地造成や集落活性化促進に必要な様々な事業等を実施し、地域住民の要望への対応や、人口減少対策に努めてきたが、今後は地域コミュニティの維持や生活の安定、安全性の確保のため、施策の充実に努める必要がある。

再生可能エネルギーの利用の推進については、本市の豊かな自然は、時代のさきがけとなる再生可能エネルギーを生み出すポテンシャルを秘めており、それらの地域資源の活用は、新たな産業や雇用の創出などに繋がることから、利用について推進する必要がある。

その他地域の持続的発展に関し必要な事項については、自然環境の保全及び再生に関する事業や各種イベント等を実施してきたが、今後は産学官民が一体となり、相互補完や相乗効果を意識した協働型のまちづくりを進める必要がある。

このような中、全国有数の広い面積を持つ本市のまちづくりは、充実した高度情報通信基盤のもとで、豊かな自然の恵みを受けた農業をはじめ、林業、水産業を守り育てるとともに、商工業や観光の振興、さらに県立大学を通じた内外の活発な交流により、多くの人々が集い、市民一人ひとりが希望を持ち、自分らしく暮らし続けられる由利本荘市を目指し、さまざまな分野での連携・協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

③ 社会経済的発展の方向

ア 産業構造の変化

本市の産業構造を産業別就業者比率でみると、令和2年国勢調査においては、第1次産業就業者人口が10.1%、第2次産業就業者人口が31.4%、第3次産業就業者人口が57.4%となっており、第2次、第3次産業に従事する人口が全体の約89%を占めている。昭和35年国勢調査においては、第1次産業の就業人口が63.0%であり、令和2年と比較すると50ポイント以上も減少している。しかし、市の面積1,209.59km²のうち山林と農用地が84.2%を占めている地域であり、農業では、あきたこまち・ひとめぼれ等の良質米生産を中心とした稲作経営が主体となっている。

第2次産業、第3次産業については、昭和35年と比較するとそれぞれ増加しているが、特に第2次産業については、昭和40年代後半から50年代にかけて大幅な伸びを見せており、これは、

電子デバイスを中心とするハイテク産業の集積による工業の発展によるもので、農業の機械化等による余剰就業人口を吸収した結果であるが、平成7年及び12年の調査においては景気の低迷等により横ばいで推移していたものの、平成17年の調査では製造拠点の海外移転などの影響により減少している状況にある。さらに、平成22年の調査時点では、リーマンショックの影響もあり、さらに減少が進んでいる。また、第3次産業については、昭和年代においても順調な伸びを見せていましたが、特に平成年代に入っての伸びが顕著で、平成22年国勢調査では55.6%、令和2年国勢調査では57.4%を占めるまでになっている。これは、大規模小売店やコンビニエンスストアなどの進出、あるいは観光などのサービス産業の発展や老人介護施設の開業などによるものである。

今後の産業構造は、農業や林業、水産業の第1次産業については、後継者不足などの影響により就業者人口の減少が予想される。また、第2次産業についても、地域経済が回復基調であるものの、人口減少の影響で就業者不足が見込まれており、第3次産業は、更なる老人介護施設の開業や鳥海山をはじめとする観光の振興やサービス業の進展等により増加が予想されている。このような予想のもと、社会情勢を十分に考慮しながら、各産業がバランスよく発展できるような施策を積極的に展開する必要がある。

イ 経済的な立地特性

経済的な立地特性としては、広域合併により誕生した市であり、大別すると、沿岸地域と山間地域に分かれ、気候や産業構造などに地域差がある。沿岸地域で市の中心部である本荘地域は、合併以前の本荘市由利郡の中心部であり、公的機関・高等教育機関・医療施設・商工業等の集積している地域で、経済の中心となっており、他の地域からは、通勤・通学・買い物などあらゆる面で、日常的に本荘地域へ人が流入するという特性を持っている。

農業については、近年の気候変動やインバウンド、海外での日本食ブームなどの影響により、米の需給が不安定となり、米価は一時的に上昇傾向にあるものの、生産コストの増加や担い手不足等の構造的課題により、農業所得は依然として不安定な状況にある。

工業については、古くから電子デバイスを中心とするハイテク産業の集積した地域であり、県内においては製造品出荷額等の多い地域でもある。以前から農工が一体となって発展してきたが、新卒者の減少の影響から企業が必要としている人材の確保に大きな影響が生じており、魅力ある企業づくりや雇用の場の創出を図るなど、労働力の確保が喫緊の課題となっている。

商業についても景気動向に大きく左右されるほか、インターネット及び通信販売などを活用したショッピングやコンビニエンスストアの店舗展開、商業圏の広域化による買い物客の他地域への流出の影響から、従来から地域に密着している小売店にとっては厳しい現状となっており、後継者の問題など将来の事業継承が難しい状況にある。

ウ 発展の方向性

本市には、ほぼ放射状に6本の一般国道と日本海沿岸東北自動車道が走っており、県内外との広域交流エリアの核に位置している。この優位性を最大限發揮しながら、国指定史跡鳥海山をはじめとする恵まれた観光資源を十分に活用した商品の開発や観光客への情報提供の充実など、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、現在進めている鳥海山・飛島ジオパーク等により、にかほ市や山形県酒田市、遊佐町とも連携しながら、広域的周遊型観光を目指す。

また、県外からの交流人口の拡大を目指し、日本海沿岸東北自動車道やアクセス道路の整備促進を図り、交通ネットワークの整備・拡充を推進する。

農林水産業については、鳥海山麓の気象条件や地域資源を最大限に活かした農林水産物の生産拡大を図るとともに、市と民間団体が取り組む加工品開発、販売拡大の推進、間伐等森林施業の集約化などによる秋田スギの効率的な生産体制の確立、漁港の整備などを進める。

また、秋田県立大学や本荘由利産学共同研究センターのコーディネート機能を活かした様々な連携を進めるとともに、当地域に集積する電子部品・デバイス産業の強化はもとより、ものづくり産業や再生可能エネルギー産業等の成長分野への参入促進、生産性向上や高付加価値化、起業・創業の促進を図る。

さらに、これらの産業集積の優位性を活かし、さらなる若者や女性の県内就職・定着回帰促進を図るため、地元企業がより身近になる機会を提供するとともに、魅力ある快適な住環境の向上を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、表－1(1)に示す通り、昭和55年から令和2年までの40年間に21,041人(22.0%)減少している。合併以前の1市7町の人口動態の状況は地域によってまちまちであり、過疎地域の指定を受けていない市町が3団体あったが、合併後の市全域では大幅な減少となっている。減少率の推移を見ると昭和50年以降昭和60年までの10年間はほぼ横ばい状態でしたが、平成2年以降減少傾向が続いている。年齢構成別では出生率の減少が顕著で、0歳から14歳までの子どもの数が、昭和55年と令和2年を比較すると12,330人の減(62.2%)と大幅に減少している。また、15歳から64歳の生産年齢人口についても、少子化により減少を続けているが、反面、65歳以上の人口については17,289人の大幅増(264.8%)となっており、少子高齢化の進行が顕著となっている。

今後の本市における人口を推計すると、令和12年には63,391人まで減少することが予想されているが、令和8年度から始まる「ゆりほん未来プラン」において、最重要課題を「人口減少下にあっても市民が豊かに暮らせるまちづくり」「地域資源を活かした関係人口の拡大と外貨獲得の好循環の実現」とし、必要な生活機能を確保し、持続可能な地域基盤を培い地域の活性化を図る観点から生活環境の整備や福祉、教育、文化の充実など総合的なまちづくりを進め、産業強靭化と雇用創出、関係人口・交流人口の創出に取り組む事で地域経済の稼ぐ力を磨き、若年層を中心に人口の定着と回帰を図る。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 95,748	人 95,489	% 1.6	人 89,555	% △6.2	人 79,927	% △10.8	人 74,707	% △6.5
0歳～14歳	19,797	17,966	△12.1	11,280	△37.2	8,551	△24.2	7,467	△12.7
15歳～64歳	65,456	62,347	△4.0	54,011	△13.4	44,556	△17.5	38,918	△12.7
うち15歳～29歳 (a)	19,292	14,458	△32.0	13,340	△7.7	9,322	△30.1	7,877	△15.5
65歳以上 (b)	10,494	15,154	75.0	24,197	59.7	26,427	9.2	27,783	5.1
(a)／総数 若年者比率	% 20.1	% 15.1	-	% 14.9	-	% 11.7	-	% 10.5	-
(b)／総数 高齢者比率	% 10.9	% 15.9	-	% 27.0	-	% 33.1	-	% 37.2	-

表1－1(2) 人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所による推計令和5年推計）

区分	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総数	人 63,391	人 57,902	人 52,614	人 47,405
0歳～14歳	4,924	4,043	3,588	3,185
15歳～64歳	31,917	28,901	25,077	21,498
65歳～	26,550	24,958	23,949	22,722

② 産業の推移と動向

昭和55年と令和2年の産業別就業者人口を比較してみると、総数は40年間で26.0%減少している。特に第1次産業の就業人口は減少が著しく、40年間で72.7%減少している。

第1次産業については、昭和30年代から40年代にかけての我が国高度経済成長、農業の機械化の進行、米の生産調整など国の政策により、日本全体の産業構造が大きく変化したことに伴って、本市においてもこの年代に電気機械を中心とする工業の発展、さらには、商業やサービス業の発展により、第1次産業の就業人口が第2次、第3次産業の就業者へと移動していった。

その後平成年代に入り、バブル経済の崩壊に伴い経済が停滞するなか、農業についても農産物の輸入自由化や米価の下落などにより後継者難に陥るなど低迷が続いた。

しかし近年では、気候変動やインバウンド、海外での日本食ブームなどの影響により、米の需給が不安定となり、米価は一時的に上昇傾向にあるものの、生産コストの増加や担い手不足等の構造的課題は依然として残されており、農業所得は安定せず厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえながら、農業については、米以外の畜産・野菜・果樹・花きなどとの複合経営を基本としながら、地域ブランド「秋田由利牛」など地元特産物の販売拡大により、さらなる農家の所得向上を目指す必要がある。

第2次産業については、県立大学を含めた产学研官連携による新たな起業の創出や製品開発に努めるとともに、企業誘致に全力を注ぎ若者の雇用確保と定住環境の整備を図る必要がある。第3次産業については、本市の持つ多くの観光資源を最大限活用した観光の振興に取り組み、観光プロモーションやブランディングを強化しながら首都圏などへの観光PR・売り込みを推進し、観光の産業化を図る必要がある。

表1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 50,660	人 50,248	% △0.8	人 44,021	% △12.3	人 38,878	% △11.7	人 37,510	% △3.5
第1次産業 就業人口比率	% 27.4	% 18.1	-	% 11.8	-	% 11.1	-	% 10.1	-
第2次産業 就業人口比率	% 32.4	% 40.4	-	% 34.4	-	% 30.6	-	% 31.4	-
第3次産業 就業人口比率	% 40.2	% 41.4	-	% 53.4	-	% 57.3	-	% 57.4	-

(3) 由利本荘市行財政の状況

① 行政の状況

1市7町の合併により誕生した本市は、行政区域が広大であることから、地域住民への行政サービスを維持するため、本荘地域にある本庁部局のほかに合併前の旧町7地域に総合支所が設置されている。

人口減少に伴い職員数の適正化を進めていくうえで、事務事業の効率化を図るため、事務の本庁集約やＩＣＴを活用した行政手続きのオンライン化、ＡＩやＲＰＡの導入などを実施してきた。

今後も、行政改革大綱に則り、公共施設の適正化と事務事業の見直しを進めるとともに、効率的で効果的な組織機構により住民サービスを維持するため、由利本荘市総合計画「ゆりほん未来プラン」、定住自立圏構想等の各種計画を十分活用しながら市民と一緒に行政運営を進めていかなければなければならない。

② 財政の状況

市の財政は財政力指数が令和2年度決算で0.338と自主財源に乏しく、地方交付税、国県支出金、地方債に大きく依存している。

令和2年度決算では、実質公債費比率が10.7%から10.6%に減少しているものの、標準財政規模の減少や大型事業の償還が始まることなどにより今後比率が増加に転じることが見込まれる。一方、これまで取り組んできた行財政改革に加え、戦後最大の危機ともいわれ、市民生活などに大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症に対応するため各種事業の中止を余儀なくされたことなどにより、経常収支比率は92.1%と対前年度比1.4%減少した。しかしながら、依然として高い水準で推移しており、弾力的に運用できる一般財源は、わずか7.9%にとどまっている。

また、市財政の基幹となる地方交付税は、令和2年10月の国勢調査人口が基礎数値となったことから、人口減の影響などもあり、対前年比で約1.7億円、0.9%の減額となり、人口減少が急激に進む本市にあっては今後もさらに厳しい財政運営を迫られることが想定される。

より一層の経常経費削減をはじめ、既存事業の必要性、有効性、費用対効果などの観点から抜本的な見直しを図るなど、行財政改革を加速させるとともに、豊かな資源を活用した産業振興を促進し、地域経済の活性化を図っていかなければならない。

こうしたことから、過疎地域自立促進対策においても、地域にとって必要な事業を精査して効率的かつ効果的に実施することが求められる。

表1－2(1) 市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	52,791,675	50,993,439	59,938,210
一般財源	34,454,187	33,864,163	34,227,643
国庫支出金	7,598,387	5,271,866	15,394,860
都道府県支出金	3,959,924	3,669,267	3,928,148
地方債	5,446,300	5,513,000	4,708,500
うち過疎対策事業債	215,400	851,100	1,981,900
その他	1,332,877	2,675,143	1,679,059
歳出総額B	50,513,704	48,047,606	57,883,064
義務的経費	24,400,936	21,902,404	22,153,524
投資的経費	9,611,725	7,049,026	7,777,520
うち普通建設事業	9,243,542	7,809,035	7,246,172
その他	16,501,043	19,096,176	27,952,020
Bのうち過疎対策事業費	865,298	2,296,965	3,661,387
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,277,971	2,945,833	2,055,146
翌年度へ繰越すべき財源 D	451,828	124,784	363,444
実質収支 C - D	1,826,143	2,821,049	1,691,702
財政力指数	0.341	0.328	0.338
公債費負担比率	—	18.0	18.3
実質公債費比率	18.8	11.5	10.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.0	89.1	92.1
将来負担比率	177.7	119.6	105.3
地方債現在高	73,766,444	70,123,589	67,977,676

③ 公共施設の整備状況

公共施設等の整備状況は、地域住民の日常生活において最も身近な社会資本である市道において、改良率、舗装率とともに6割を超える整備がなされてきたが、一方で老朽化への対策として、道路施設の維持管理を「事後保全型」から「予防保全型」へ転換し、長期的な維持管理コストの縮減を図る必要がある。

また、日本海沿岸東北自動車道へのアクセス環境の整備が市の産業経済発展のうえで不可欠である。生活環境施設は、下水道の面整備は終了し、今後は施設の維持管理に向けた施設の更新、改築を進める必要がある。また、ごみ処理施設は、施設等の老朽化が著しいことから、新たな処理施設の整備が必要となっている。

福祉施設は、少子高齢化の進行が予想され、保育需要に対応した保育所等の計画的な施設の整備が必要となっている。教育文化施設においては、学区の再編に伴い統合も視野に入れながら小中学校の整備を図らなければならない。また、市の中核的な体育施設の老朽化と機能低下が著しいことから、大規模改修の早期実施が必要となっている。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道（m）	1,736,932	1,865,032	1,991,732	2,074,257	2,081,592
改良率（%）	34.4	52.7	63.1	68.3	69.2
舗装率（%）	29.0	53.1	63.8	70.0	70.1
農道					
延長（m）	—	—	—	98,679	89,010
耕地1ha当たり農道延長（m）	54.4	51.3	52.5	—	—
林道					
延長（m）	—	—	—	338,541	324,497
林野1ha当たり林道延長（m）	9.7	6.7	6.2	7.1	4.6
水道普及率（%）	93.1	97.3	98.4	98.6	99.7
水洗化率（%）	4.5	18.1	63.6	75.4	90.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	29	25	25	21	22

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成17年3月22日に、1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）の広域合併により誕生した新しい市である。合併以前の市町の中で本荘市、岩城町及び西目町を除く5町が過疎地域の指定を受けていたが、合併後においても、人口の減少率等から勘案するとみなしがれども過疎地域に該当することから本計画を策定するものである。

これまででも由利本荘市は、住民が豊かに健康で、快適な生活が出来るよう懸命の努力を重ねてきた。令和8年度からはじまる、由利本荘市総合計画「ゆりほん未来プラン」では、「人口減少下にあっても市民が豊かに暮らせるまちづくり」「地域資源を活かした関係人口の拡大と外貨獲得の好循環の実現」を最重要課題としている。それらの課題に対応しながら、持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に推進していく。

また、同じく策定した定住自立圏構想では、都市機能を有し商工業が盛んな中心地域である本荘地域と、農林水産業が盛んで、多様な歴史、文化に富み、観光資源が豊富で特色のある周辺7地域が、それぞれの特性を生かして連携することで将来にわたり住み続けられる地域づくりを目指し、デジタル技術を駆使して地域格差を解消するための事業を展開しているところではあるが、毎年1,000人を超える人口減少が続いている。特に、市外への若者と女性の流出が大きな課題となっており、過疎化の進行に歯止めをかける状況には至っていない。

このような状況を打破し、活力あふれる地域の再生のため、由利本荘市総合計画「ゆりほん未来プラン」及び、定住自立圏構想に基づく事業実施に加えて、過疎地域持続的発展特別事業を有効に活用し持続可能な地域社会の形成を目指す取り組みが必要である。

特に、医師確保対策等の地域医療の維持は本市の課題でもあることから、将来の地域医療を担う人材の確保対策として、医師確保対策奨学資金貸付事業や医師研修資金貸付事業等により、卒業後の市内勤務等を条件とした医学部等への進学支援など医師確保に努めるほか、緊急通報システム整備、外出支援サービス事業等により、高齢者等の安全・安心を図り、公共交通対策、老朽公共施設対策、社会基盤の長寿命化のための調査や安らぎを与える公園整備を行うための方針策定を行なながら、単に環境整備にとどまらない地域の持続的発展に努める。

住民がこれからも住み続けられるよう、市立診療所改修事業や救急救命士養成事業等を活用した地域医療の確保対策、水道及び下水道施設の維持、道路整備を含む公共交通の充実を重点項目と位置づけ、安心で快適な生活環境充実を図り、観光資源等の地域資源を最大限活用して地域の価値を高めながら稼ぐ力を磨き、広域な市として必要な行政運営を行い、自己責任、自己決定のできる自立した市を目指す。

「市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち」を目指す10年後のまちの姿と定め、6つの基本政策のもと地域の持続的発展に向けたまちづくりに取り組み、市民の安全・安心・快適な生活環境の向上と市の成長・発展の実現を図るものである。

①産業政策

商工業においては、個人や中小企業が新しいビジネスにチャレンジ（挑戦）する意欲を高め、「起業するなら由利本荘市で」のキャッチフレーズのもと、ニーズに沿った具体的な情報提供や支援を行うとともに、深刻化する人手不足の状況を踏まえ、働き方改革や男女とも働きやすい職場環境づくりと積極的な就労支援により、誰もが安心して働き続けることができるまちづくりを目指す。

また、本市独自の产学官金連携を最大限に活かし、ものづくり産業の集積と強化を図るとともに、地元企業とのさらなる連携を強化し、新たなつながりや地域産業を生み出す仕組みづくりを推進する。

農業においては、需要に応じた「売れる米づくり」の推進や、「秋田鳥海りんどう」、「アスパラガス」などに対する栽培促進や規模拡大など、競争力の高い農産物の生産を支援するとともに秋田由利牛の振興を図るなど、「選ばれる農業・畜産業」を目指す。

林業においては、林業事業体と連携し、効率的な森林施業を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を進めていくほか、「J-クレジット」制度に取り組み、林業経営基盤の強化と地球温暖化対策に貢献し、林業林地残材等を活用した木質バイオマス燃料の供給促進を図り、安定した林業経営を促進し、森林の保全に取り組む。

水産業においては、本市の魅力の一つである豊富な海の幸の確保のため、漁港施設の充実と長寿命化を図り、持続可能な漁業の推進と水産業全体の活性化を図る。

②観光・交流政策

観光においては、鳥海山を核として「山・川・海」につながる広域的な周遊観光につなげるため、鳥海ダムや、鳥海山・飛島ジオパークなど、関連自治体や団体との連携を図りながら事業を推進するとともに、インバウンド観光客が増加する中で二次アクセスの充実や情報発信の充実に取り組み、地域資源の魅力が伝わる観光地域づくりを目指す。

文化・スポーツにおいては、「鳥海山木のおもちゃ館」をシンボル施設とし木育事業を進め、多世代交流の拠点として活用を図るとともに、由利本荘総合防災公園「由利本荘アリーナ」を生涯スポーツの推進拠点と位置づけ、スポーツ基本法の理念に基づき「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの振興に取り組みながら交流人口の拡大と地域の活性化を目指す。

地域プロモーションにおいては、地域のモノやコトに込められた想いや背景を丁寧に発信し、共感を呼び込むことで関係人口の拡大を図り、ふるさと納税や地域産品の市外販売、観光・体験による消費を通じて外貨を獲得し、地域に還元することで地域経済の好循環を生み出すとともにプロモーション力を磨き上げ官民一体となって地域の魅力を創り、継続的に発信し、地域内外のつながりを広げ市民一人ひとりが希望をもって暮らせる基盤づくりを図る。

③社会基盤・暮らし政策

社会基盤においては、安心して過ごせる快適な暮らしの実現や産業の活性化を生み出す機能的な社会基盤の整備に向けて、道路網・地域交通・上下水道などの生活基盤を整備し、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

公共交通においては、市民生活の足の確保と交通空白地域に対応するため、地域の実情に応じた持続可能な地域交通を目指す。

市民生活においては、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、防犯活動や交通安全活動の推進を図り、冬期間の雪対策を推進する。また、資源循環型社会の形成に向け、再利用とリサイクルの推進と、官民一体となってごみの減量化に取り組み、環境負荷の少ない暮らしの実現を目指すとともに本市が誇るふるさと景観を次世代に継承していくため、豊かな自然環境や農村環境の保全に努める。さらに風水害や地震、噴火などの自然災害に備えるため、情報伝達手段の充実など防災体制を強化した上で、市民が災害発生時に適切な避難行動をとれるよう支援し、地域全体におけるつながりをより一層深め、関係機関・団体等との連携を図るとともに、住宅の耐震化を推進などで地域全体の防災力を高め、防災や消防に関わる体制の充実を図る。

④医療・福祉政策

保健・医療においては、生活習慣の改善に取り組む一次予防を重点的に進めるとともに、生活習慣病の発症と重症化を予防し、生活機能の向上を目指す。また、適切な情報提供と、保健・医療体制の充実を図りながら、市民一人ひとりが健康意識を高め、積極的に健康づくりに取り組めるよう支援を行う。

福祉においては、超高齢社会を迎えた中で、生きがいをもって主体的に暮らし続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実を図り、包括的な支援体制を強化するとともに、地域住民同士が助け合い・支え合いのある地域づくりを進める。また、障がい者が安心して暮らせる社会の形成を図るため、地域における障がいや病気に対する理解をより一層深め、本人の意思を尊重した生活を支える総合的な支援体制の充実を図る。

⑤教育・人づくり政策

教育においては、幼少期から青少年期にかけて、ふるさと教育や道徳教育を推進し、少子高齢化、価値観の多様化など、社会の急速な変化に対応し、自らの生涯を生き抜く力を培うとともに、ふるさと由利本荘に誇りと愛着を持つるひとづくりを目指す。また、児童生徒の基礎・基本の定着を図るとともに、小学校から外国語指導助手の積極的な活用、学びに活かす学校図書館の充実、ＩＣＴを活用した「ＧＩＧＡスクール構想」などを推進する。教育環境の向上は、時代の変化に対応した「新たな学びの姿」が求められており、小中学校のあるべき特質を共有し、今後の学校環境のあり方と学校再編の方向性を定めていく。

子ども・子育て・家庭においては、若者の出会いから結婚・妊娠・出産・育児の希望を叶えるため、切れ目のない支援の充実を図り、子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体が一体となって子どもと子育て家庭に対する理解を深め、その上で、子どもの健やかな育ちの実現と、子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指す。また、子どもの健全な育成のため、利用者のニーズを踏まえたサービスの充実、情報提供、保護者の経済的負担の軽減に努める。

生涯学習においては、少子高齢化社会に対応した学習機会の提供や幅広い分野での学習成果と地域を担う人材を活かした事業展開などを行い、「学びの場」となる社会教育施設の機能拡充を推進するとともに、幅広い世代がいつまでも学び、活動できる生涯学習の環境づくりや、ふるさとの自然や歴史・文化を基調とした「郷育」の充実を図る。

⑥地域共創政策

地域コミュニティにおいては、町内会など地域に根ざした組織に対し、地域住民の共通認識と課題解決に向けた合意形成を後押しするとともに、住民自らできる地域づくりの支援やコミュニティの機能維持に向けた仕組みづくりを検討するとともに、市民一人ひとりの住民自治意識の啓発を図るため、多様な主体と連携しながら、地域の未来を担っていくリーダーの育成を図る。

移住においては、首都圏をはじめとした県外からの移住（U I ターン）の促進に向けて、移住に関する情報発信や移住にかかる相談をワンストップで対応できる体制、移住体験の受け入れ等を進め、新たな人を呼び込み「第二のふるさと」と思ってもらえる関係づくりを地域とともに育み、取り組みを深化させる。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

① 人口に関する目標

人口減少の抑制	
現状値 (国立社会保障・人口問題研究所による 令和12年推計値)	目標値 (令和12年度)
63,391人	63,500人以上

② 財政力に関する目標

実質公債費比率	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
12.2%	13.2%

(6) 計画の達成状況の評価

本計画の達成状況については、本市総合計画や総合戦略また定住自立圏共生ビジョンにおいて行われる、毎年度の所管職員による内部評価に加え、外部有識者で構成する「総合政策審議会」等においてそれぞれ効果検証を行うなど、P D C Aサイクルを導入したうえで、各目標の達成状況などの確認を行い、次年度計画に活用する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合

由利本荘市公共施設等総合管理計画（以下、公共施設等総合管理計画という）では、公共施設等の管理にあたり、市全体として最適化を図るため、地域性を尊重しつつも、ブロック化等を検討しながら、集約化・複合化を見据え、効果的に公共施設等を維持管理するため、3つの基本的な方針を定めている。

過疎地域持続的発展の取り組みにおいても、新たに公共施設を設置する際には、集約・複合化を検討しながら必要最小限とし、既存施設の有効活用や整備、民間活力の活用を基本とする。

公共施設等総合管理計画の基本方針は以下のとおりである。

基本方針

- ①施設数、面積を減らし、限られた財源の中で使えるものは使い、4期終了時点で当初計画と比較し、棟数37%、面積37%の縮減を目指す。
- ②新規の建物は、集約・複合化を検討しながら、必要最小限とし、既存の建物については、可能な限り民間への譲渡を進める。
- ③市民生活に大きな影響を与えないように配慮しながら、将来的に更なる縮減を目標に、「のこす」「こわす」「まとめる」で分類する。
- ④避難所となっている施設については、施設の集約とともに避難所の配置を隨時協議する。
- ⑤土地を借り上げている施設は優先的に解体する。
- ⑥100万円を超える修繕が見込まれる場合は、管理計画との整合をはかり存廃について協議する。
- ⑦改築や更新、修繕等を行う場合は施設の建築年度や老朽度、必要経費だけではなく、市民ニーズや利用状況（現在の利用人数および耐用年数終了時に想定される利用人数）等を判断材料に加える。

なお、過疎地域持続的発展計画に係る施設の整備等の方針については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に整合している。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

産業集積の強靭化による就労機会の拡大と併せ、都市部を中心とした県外からの移住や、「関係人口」の拡大と継続的な関わりの構築、学校卒業者の地元就職を促進する。

友好都市との交流に加え、市内で行われるグリーンツーリズム等に関して、広く情報提供するなどの支援を図り、誘客を促進して交流人口の増加に努める。

広域な市で各地域により自然・文化が異なることから、地域の枠を超えて住民間の交流を進めることで、相互理解を深め住民の融和に努める。

さらに、国内外都市との交流により、地域産物の振興や視野の広い国際感覚を身につけた人材の育成に努める。

(1) 現況と問題点

① 地域産業を支える人材の確保

本市の経済を牽引する地域産業が継続的に発展していくためには、それぞれの産業を支える人材の確保が必要不可欠である。

しかしながら、景気回復に伴う全国的な雇用状況の改善や、若者を中心とした人口流出が進行する中、地元企業、特に中小企業においては人材の確保が難しくなってきている。人口減少に歯止めをかけるためにも、産業集積の強靭化による就労機会の拡大と併せ、県外からの移住や若者の地元就職につながる取り組みを強化する必要がある。

② 地域間交流の促進

本市は、合併以前の各市町において、福島県いわき市、長野県佐久市、香川県高松市の3市と友好都市締結をしており、合併以後に友好都市締結をした香川県丸亀市を含め、4市と文化、観光及び物産面で交流を続けている。

近年では、グリーンツーリズムの実施や二地域居住に向けたツアーなどが行われており、民間やNPOが主体となった動きが出てきていることから、交流に必要な観光や居住に関する情報を提供する体制づくりが必要となっている。

③ 人材育成

市民相互に社会参加や世代間交流、体験活動への参加意識の高揚を図ることは、地域活力をはじめ、コミュニティづくりの根元となっている。産業・福祉・教育・文化等諸分野における交流活動を推進するため、交流場所の整備や指導者をはじめとする人材育成が必要である。

また、地域の教育力を低下させないためにも、放課後子ども教室や地域未来塾などによる児童・生徒の健全育成を進めるとともに学校・家庭・地域が連携した子育て支援体制づくりが必要である。

本市の自然や歴史、伝統文化など豊かな資源を活かしながら小中学校間の交流やふるさと教育を推進するとともに、各分野のネットワークの整備を行い情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイベントの創出を図り地域住民の参加を促し、人材の育成を図る必要がある。

(2) その対策

① 地域産業を支える人材の確保

- 1) 本市移住サイト及び都市部における独自イベントの開催による移住希望者等の掘り起こし、無料職業紹介所による「仕事」の紹介と斡旋、地元不動産事業者と連携した「住まい」の情報提供を柱に個々のニーズに応じたサポートを行う。
- 2) お試し移住体験住宅等複合機能施設「ここわき」や由利本荘サテライトオフィスを活用した就

労体験、地域交流など、滞在体験型の取り組みを地元企業や自治会、団体と連携して行うこと で本市との関わりを深化させる。

- 3) 定住自立圏構想により生活圏域を共にするにかほ市と連携し、情報交換を図りながらイベント等の共同開催やパンフレットの作成などを行い、本地域の暮らしや働く場の魅力について広域的にPRする。

② 地域間交流の促進

- 1) 関係団体と連携し、観光情報の効果的な提供や地域産物の売り込みを行い、誘客を促進する。
- 2) 友好都市・姉妹都市等と歴史・文化・スポーツなどの地域資源を活かした交流を推進する。
- 3) 国際化時代にふさわしい地域づくりを進めるため、外国語を併記した案内板の設置や外国人に配慮した行政サービスの提供に努める。
- 4) 日本語教室などの学習機会の充実を図るとともに、国際交流団体等の活動支援に努める。

③ 人材育成

- 1) 各分野においてネットワークを構築し、特徴あるイベントを創出するほか、住民の融和と市内外の交流創出を図り地域住民参加による人材の育成を促進する。
- 2) 市民が、互いに学び、つながり合う場を設けるなどの人材育成研修の実施などによる、若い人材の発掘を図る。
- 3) 市民が、地域課題解決のためのアイデアを実行するための支援体制の構築を図る

対策の目標

移住者数	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度から令和12年度 累計)
31人	238人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住・定住促進事業（ソフト） 学卒者地元就職促進事業（ソフト）	由利本荘市	
	(2) 地域間交流	地域間交流事業（ソフト） 国際交流事業（ソフト）	由利本荘市	
			由利本荘市	
			由利本荘市	

3. 産業の振興

産業振興の方針

過疎地域の自立に向けて地域社会に活力をもたらすには、地域の担い手となる若者等に対して魅力ある就業の場や、安定した収入を提供することが重要である。

本市は、日本海や鳥海山など、多彩な自然環境、貴重な歴史・文化遺産や温泉など豊富な観光資源に恵まれていることから、これらと特色のある農林水産物を連携させた取り組みや、体験・滞在型観光を推進していく。

また、企業、秋田県立大学及び本荘由利産学共同研究センターと協力して「産・学・官・金」の連携を強め、既存電子デバイス産業の振興を図りながら、輸送機関連産業や再生可能エネルギー産業など新たな成長産業分野の開拓も推進する。

① 農林水産業の振興

基幹産業である農業の担い手確保対策として、新規就農し易い環境づくりに努めるなど農業後継者の育成を図るとともに、林業においては効率的な森林施業を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を進める。また、漁業振興のため、漁港整備等を行いながら、水産資源の安定を図る。

② 地場産業の振興

地域で採取された農林水産物を利用するなどした民芸品の周知を図りながら、特色のある地場産業の振興を図る。

③ 由利本荘ブランドの創造

農林水産業の経営体质強化に向け、農林漁業者自らがブランド化や地域特産品の開発に取り組むなど、付加価値を付け所得向上を図る。

また、伝統工芸品や文化、自然等の地域資源・観光資源を首都圏や海外などに情報を発信し、域外への売り込みの拡大を図る。

④ 企業の誘致対策、起業の推進

産学官金連携を利用した企業支援や人材育成を図り、雇用の場の創出となる企業誘致や新分野への進出、起業に必要な情報収集や技術提供などの支援を推進する。

⑤ 商業の振興

商工会と一体となった活動を行い、起業支援のほか経営の近代化や後継者の育成について必要な支援を講じる。

⑥ 観光又はレクリエーション

国指定史跡鳥海山をはじめとする恵まれた観光資源や特色のある地域農産物を十分に活用し、他地域と連携した周遊型観光を構築し、特産品の販路拡大を図りながら、体験・滞在型観光の推進のための施設整備に努めるとともに、農商工連携により地域産業の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

① 農林水産業の振興

ア 農業の振興

本市の基幹産業は農業であり、あきたこまち、ひとめぼれ等良質米生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできた。しかし、最近、生産物の安全性や品質など、多様化する消費者ニーズに対応した生産と供給が求められている。

また、農業経営を取り巻く環境は、生産コストの増加、農作物の市場開放などにより、厳しい状況となっている。それに伴い、後継者不足、農業従事者の高齢化などから、農家数は年々減少の一途をたどっており、農業活力は低下傾向となっている。

こうしたことから、米以外の作目として、野菜・果樹・花き・秋田由利牛等のブランド化や、产地化の推進による複合経営の確立が重要となっている。

また、生産基盤の整備や担い手の育成を推進するほか、生産体制の充実を図るとともに、農協等との連携のもと、農業所得の向上につながる低コスト化を推進しながら農産物のブランド化、付加価値の高い農産品の開発、地産地消の促進など、消費者のニーズに合った市場価値の高い農産物の形成を図る必要がある。

表2－1(1) 農家数等の推移（農林業センサス）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
主業	戸数(戸)	951	770	886	676	551
	割合(%)	17.1	15.5	20.1	18.3	18.5
準主業	戸数(戸)	2,080	2,023	1,817	1,142	654
	割合(%)	37.2	40.7	41.3	30.9	22.0
副業	戸数(戸)	2,546	2,182	1,696	1,882	1,765
	割合(%)	45.7	43.8	38.6	50.8	59.5
合計(戸)		5,577	4,975	4,399	3,700	2,970

表2－1(2) 農業粗生産額と生産農業所得（生産農業所得統計）

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
農業粗生産額（百万円）		24,183	25,987	22,647	19,667	15,250	15,150	14,540
内訳	耕種	18,905	20,773	18,519	17,373	13,140	13,130	12,390
	耕種のうち米	16,032	17,790	14,913	14,067	10,230	10,260	9,750
	畜産	5,264	5,290	4,123	2,291	2,100	1,990	2,140
生産農業所得（百万円）		13,471	12,267	12,143	9,545	5,900	6,500	6,860
効果1戸当たり（千円）		1,436	1,397	1,528	1,366	932	1,027	1,084
耕地10ha当たり（千円）		96	87	86	69	43	48	51

※現在は市町村ごとの数値について公表されていない。

イ 林業の振興

本市の山林面積は約903km²で、総面積の74.7%を占めている。林業経営は、木材価格の下落による林業収入の低下等が、森林所有者の林業生産活動への意欲を大きく減退させ、厳しい現状にある。

しかし、森林の持つ国土保全、水資源涵養等、多面にわたる公益的機能を高度に発揮させることは重要課題であり、森林所有者の管理意識の高揚を促進することが急務となっている。

このため、林道・作業道などの生産基盤の整備を図りながら、松くい虫防除など、地域森林資源の保全と育成に取り組むとともに、良質なスギ材の生産・流通を推進することが必要である。

また、木質バイオマスエネルギーとして間伐材や伐根、枝葉等の林地残材を活用し、木材産業活性化の促進を図る必要がある。

ウ 水産業の振興

海岸部に4つの漁港を有し、沿岸漁業に取り組んでいるが、小規模経営がほとんどで、漁獲量の減少や後継者不足への対応が課題である。

このため、漁協等の関係機関と連携し、放流事業などによる漁業資源確保を図りながら、漁港や河川等の生産環境の整備を行い、海面、内水面ともに安定した漁業の振興に努める必要がある。

② 地場産業の振興

本市の地場産業は、先に述べた農林水産業のほかは民芸品の製造など生産規模としては小規模のものが多く、生産量もそれほど多くないことから、生産者の高齢化と後継者不足が課題となっている。豊かな資源を生かした地場産業の振興を図りながら、循環型社会に対応した新たな産業の育成が必要である。

③ 由利本荘ブランドの創造

本市には、農産物をはじめとした高品質な产品が多く存在するが、地域内消費が主なため生産者の所得向上に繋がっていない。

このため、首都圏等域外の販路拡大を目指し、生産から流通販売に至るまで一体的に取り組む必要がある。

④ 企業の誘致対策、起業の促進

本市の工業については、電子部品・デバイス製造を中心とするハイテク産業の集積により発展してきた地域であり、県内においては製造品出荷額等の多い地域となっている。

若者の定住促進やさらなる雇用の場の確保が求められており、県立大学（システム科学技術学部）や本荘由利産学共同研究センターなど産学官金の連携により、人材の確保や育成に努めながら既存企業の振興とともに起業の促進や企業誘致に取り組む必要がある。さらに企業間の技術・従業者交流を促進し、地元労働力の確保と雇用の場の拡大による工業全体の振興を強化する必要がある。

⑤ 商業の振興

本市の商業については、中心部に中核機能を有する商店街が形成されているほかは、各地域とも小規模小売店が点在している状況である。

大型小売店やコンビニエンスストアの進出、インターネット及び通信販売などを活用したショッピングの普及により、従来からある小規模小売店の経営を圧迫し、事業所数も年々減少している。

また、既存小売店の多くは、新たな経営投資の抑制、経営者の高齢化、流通形態の変化、後継者不足なども相まって、厳しい経営状況に置かれている。

このような総体的に厳しい状況のなか、経営の近代化や消費者のニーズに対応した経営の改善、後継者の確保・育成、商店街組織の拡充・支援、経営指導の強化、地域組織の連携による活性化などが必要となっている。

⑥ 観光又はレクリエーション

本市には、国指定史跡鳥海山を核として、子吉川や日本海の美しい自然、それに各地の史跡・名勝など他に誇れる観光資源が数多くあるなかで、一体的な整備は行われておらず、小規模観光地が点在している。

豊富な観光資源は大きな可能性を秘めており、この資源を最大限に活用しながら体験・滞在型観光の推進、観光ルート開発をはじめとする観光拠点ネットワーク形成の充実を図る必要がある。

また、現在「鳥海ダム」の建設が行われており、ダム湖や法体園地など鳥海山周辺を活用したアウトドア拠点として計画の策定が必要であり、これまでになかった新たなアクティビティーの創出が求められている。

(2) その対策

① 農林水産業の振興

ア 農業の振興

- 1) 認定農業者や経営組織の育成を図り、技術習得、研究、生産活動の支援等を充実する。
- 2) 新規就農者の受け入れ環境の整備や経営安定に向けた機械・施設等の導入を支援する。
- 3) 高齢化による労働力不足を補い生産性の向上を図るため、担い手の省人・省力化に資するスマート農機をはじめとする農業用機械等の導入を支援する。
- 4) 農地中間管理事業を推進し、農地の集積・集約化を支援する。
- 5) 農業・畜産関係基金等の活用により、生産者支援や人材育成等に努める。
- 6) 農地、農道、ため池などの整備を図り、農業生産基盤の近代化・強化を促進し、優良農用地の確保に努める。
- 7) 農地の有効利用を図るため、県立大学など試験研究機関及び技術指導機関との連携を強化し、多様な地形、気象条件を活かした特産作物の生産を推進する。
- 8) 食生活や食習慣の変化等を踏まえ、「食」や「農」を知り、触れる機会の拡大に努めるとともに、学校給食や公共施設での地場農産物の活用や直売施設のネットワーク化を促進し、食育と地産地消の一体的な推進により、地域の農業振興を図る。
- 9) 農協等との連携のもと、稲作と両立して市場価値の高い特産物の振興や販路の拡大を図るとともに、野菜・果樹・花き・秋田由利牛などの産地ブランドの確立や付加価値の高い農産加工製品の開発を促進する。
- 10) 良質な飼料の自給体制を確立し、低コスト生産技術の向上を図り、畜産経営の安定化と一大産地化を推進する。

イ 林業の振興

- 1) 森林資源の活用を図るため、植栽・保育・間伐による優良スギ材の生産に努める。
- 2) 松くい虫等病害虫防除対策を進め、森林の保全対策を充実する。
- 3) 森林施業の効率化と安定化を図るため、林道・作業道の計画的な整備に努める。
- 4) 木質バイオマスエネルギーとして間伐材や林地残材の活用を図る。
- 5) 木材を利用した公共施設等の整備を図る。

ウ 水産業の振興

- 1) 第一種漁港の整備促進を図る。
- 2) アワビやガザミなどの放流により、育てる漁業の充実を図る。
- 3) アユ・コイ・イワナ・サクラマス・ヤマメなどの稚魚の放流により、安定した内水面漁業の振興を図る。

② 地場産業の振興

- 1) 地元で受け継がれている御殿まりや刺し子等の民芸品の後継者育成の支援に努める。
- 2) 産業振興を促進するための計画策定や、バイオマスを活用した製品の製造施設における建築支援を行うなど、地域資源を活用した循環型社会の形成を推進する。

③ 由利本荘ブランドの創造

- 1) 自然環境、歴史、作り手の想いなど、地域産品の背景をストーリーとして多様なチャンネルでの発信を図る。
- 2) 都市圏在住者等を対象とした体験プログラムの提供やイベントを開催し、関係人口の拡大を図る。
- 3) ふるさと納税返礼品の魅力向上と充実を図る。
- 4) 「ゆりほんじょうフェア」や連携協定企業との協働による販促・販路の拡大に努める。
- 5) 由利本荘まるごと売り込み推進協議会を核として、市民・事業者・行政・関係機関が連携できる体制を構築し、官民連携による地域の賑わいを創出する。

④ 企業の誘致対策、起業の促進

- 1) 新規立地企業等の情報収集に努めるとともに、雇用拡大につながる企業誘致を推進する。
- 2) 市内企業の健全経営を支援しながら、高齢者をはじめ、余剰労働者が就業できるような就労条件の整備を促し、雇用機会の拡大に努める。
- 3) 本荘由利産学共同研究センター等と連携を図り、地域企業の新技術習得や新製品開発への支援を充実する。
- 4) 由利本荘市商工会等と連携を図り、新規創業やベンチャー企業への支援に努める。
- 5) 官民連携による「一番堰まちづくりプロジェクト」を進め、さらなる地域の活性化や雇用の場の創出を図る。

⑤ 商業の振興

- 1) イベント開催補助等により商店街の活性化を促進する。
- 2) 商業経営の体质強化を図り、商工業者への経営指導や資金貸付・利子補給などの支援の充実に努める。
- 3) 後継者の確保・育成のために、若手経営者の活動支援と情報交換の機会づくり等商工会と一緒にになってその充実に努める。

⑥ 観光又はレクリエーション

- 1) 山・川・海の豊富な自然を活用し、体験型・滞在型の観光レクリエーション拠点として公園やスキー場の整備を推進する。
- 2) 市内の観光拠点を結ぶルート整備を進めるとともに、効果的な観光案内板の設置など観光案内の機能の充実を図る。
- 3) インターネットの活用により観光情報提供の充実を図り、観光パンフレットやガイドマップ

を作成し多様な観光ニーズへの対応に努める。

- 4) 道の駅をはじめとする観光施設の情報ネットワーク化によって、適時な観光地情報の提供に努める。
- 5) 新たな観光イベントの企画や広域連携によるイベントの創出を図るとともに、新しい特産品の開発を支援する。
- 6) 新たな観光スタイルに対応する環境整備と施設整備や機能の充実を図る。

⑦ 他市町村との連携

産業の振興の対策においては、産学官金連携による地域産業の振興、鳥海山・環鳥海を軸とした観光振興、農産物の高付加価値化への取り組みなど、周辺自治体との連携に努める。

対策の目標

若者・女性の起業数における累計 (起業者融資利子補給金利用件数)	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
21件	51件

表2-2(1) 市内総生産の推移（秋田県市町村民経済計算年報）

単位：百万円

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第一次産業		9,548	9,078	6,822	6,839	6,729
内訳	農業	8,692	8,585	5,313	5,111	5,211
	林業	765	440	1,458	1,639	1,440
	水産業	91	53	51	89	78
第二次産業		96,766	86,231	62,516	67,238	111,902
内訳	鉱業	3,205	3,870	757	1,575	1,399
	製造業	49,935	48,265	44,148	52,554	93,779
	建設業	43,626	34,096	17,611	13,109	16,724
第三次産業		191,342	190,247	163,486	172,076	167,704
内訳	電気・ガス・水道業	6,730	5,731	6,844	9,333	12,984
	卸売・小売業	28,034	24,338	17,805	17,427	16,186
	金融・保険業	9,730	10,391	8,360	8,362	7,287
	不動産業	41,094	43,074	31,358	33,142	34,897
	運輸・通信業	14,252	12,440	10,635	11,143	10,185
	サービス業	45,760	47,502	50,238	52,750	48,769
	政府サービス生産者	40,427	40,421	29,479	28,862	27,821
	対家計民間非営利サービス生産者	5,315	6,350	11,607	11,057	9,575
小計①		297,656	285,556	232,824	246,153	286,335
(控除) 帰属利子等②		8,456	8,754	—	—	—
輸入品に課される税・関税等		—	—	-430	-1,320	-2,040
合計①-②		289,200	276,802	232,394	244,833	284,295

表2-2(2) 工業の就業者及び出荷額（工業統計調査、経済センサス：従業者4人以上）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
事業所数	253	196	166	150	127
従業者数(人)	9,197	7,543	7,185	7,489	8,163
出荷額※(万円)	15,791,865	14,283,674	11,444,622	12,322,294	22,093,588

※製造品出荷額等

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	経営体育成基盤整備事業 鳥海川内地区（鳥海） 経営体育成基盤整備事業 笹子地区（鳥海） ため池等整備事業 滝ノ沢地区（大内） ため池等整備事業 郷具地区（鳥海） ため池等整備事業	秋田県 秋田県 秋田県 秋田県 由利本荘市	負担金 負担金 負担金 負担金 拠出金
	林業	土地改良施設維持管理適正化事業 鳥海地域 森林病害虫防除対策事業 伐倒駆除、地上散布、樹幹注入等 治山事業 山地・斜面保全	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
	(2)漁港施設	本荘漁港整備事業 航路・泊地浚渫 松ヶ崎漁港整備事業 航路・泊地浚渫 道川漁港整備事業 航路・泊地浚渫 西目漁港整備事業 航路・泊地浚渫 道川漁港水産物供給基盤機能保全事業 施設の長寿命化 西目漁港水産物供給基盤機能保全事業 施設の長寿命化	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
	(3)経営近代化施設			
	農業	機能維持事業 東由利堆肥センター施設環境整備 機能維持事業 大内有機センター施設環境整備 畜産センター施設整備事業（ゆり高原ふれあい農場）	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
	林業			
	(4)地場産業の振興			

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
矢島地域、岩城地域、 由利地域、大内地域、 東由利地域、鳥海地域	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売 業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策および、（3）計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

農業畜産振興施設については、合併前から特定の団体個人が維持管理しているものが多く、譲渡を原則に協議していく。

道の駅・温泉施設については、人口動向や利用状況に応じて、規模の縮小や譲渡、廃止等の協議を定期的に行う。

観光施設であるキャンプ場については、合併前に整備したコテージ等が多くあることから、集約を進め、重複施設の廃止を進める。

スキー場については、人口減少等により利用客が減っていることから、利用状況や財政状況を考慮し、ナイターの終了や規模の縮小を行う。

4. 地域における情報化

地域における情報化の方針

市内全域に整備された光ファイバ等情報通信網やCATVを活用し、緊急時の迅速な情報伝達を確立することはもちろん、情報化の推進による格差是正を図りながら、ICTを活用し、教育、産業の振興、安全・安心・便利な市民生活の実現を図る。

広域な市の行政運営を効率的に行うために、道路、水道等の社会資本のデータを一元的に管理することが可能なGISの機能の充実・拡充及びオープンデータの公開を図り、行政だけでなく住民も利用可能な体制を整えるとともに、「由利本荘市DX推進計画」と連動した取り組みを進め、事務の効率化と市民の利便性の向上を図る。

(1) 現況と問題点

本市においては、光ファイバ等情報通信網やCATVなどが進んでいる地域であるという特性を活かしながら、地域の生活情報・産業情報などの受発信や各分野における情報化の推進が必要である。

ふるさとに誇りを持ち、自らふるさとづくりへの主人公となり、行政としての役割、地域住民としての役割を認識しながら、持続的発展に向けてまちづくりを推進する必要があり、そのためには、的確な情報の提供と行政需要の把握に努め、ソフト事業や市民総参加での市政の展開を推進することが重要である。

このようななか、すでに運用中であるGISで管理する業務を拡張し、様々なデータの管理を可能にして、即座に検索・利用できる環境づくりを進め、二次利用が可能な行政データのオープン化により、住民生活の利便性の向上を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 光ファイバ等情報通信網を活用し、電子申請の実施等、地域情報化を促進する。
- ② 学校教育や生涯学習などにおける情報教育の充実を図り、高度情報化社会に対応できる、専門的な知識や技術を持った人材を育成する。
- ③ 教育・福祉・産業等の各分野における情報利用ネットワーク化を広域的に促進する。
- ④ 広報紙、ホームページ、SNS、各種刊行物による広報や市政懇談会、行政モニタリング、各種アンケート調査による広聴を充実させる。
- ⑤ ボランティア・NPOの人材育成、活動支援、情報提供等を行い、共助組織の設立も視野に入れた、住民の自主的活動の運営基盤を強化する。
- ⑥ GISの仕様等を拡張して業務の効率性の向上に努めるほか、WEB-GISや二次利用が可能な行政データのオープン化により住民に提供するデータを拡充するなど、市役所内外での利便性の向上に努める。

対策の目標

Well-Being 指標「デジタル生活」の偏差値 (「デジタル生活」の2項目のアンケート結果)	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
41.0	50.0

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	<p>（1）電気通信施設等情報化のための施設 　　有線テレビジョン放送施設 　　その他情報化のための施設 　　（3）その他</p>	<p>ケーブルテレビ施設整備事業 Wi-Fi環境整備事業 統合型時空間GIS整備 オープンデータ公開事業（ソフト）</p>	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備、交通手段の確保の方針

広域な面積を有する本市において、市内を放射状に伸びる国道を中心に、それに接続する県道及び市道を整備することで、通勤・通学などの市民生活の利便性の向上を図る。

また、日本海沿岸東北自動車道の早期整備を強く働きかけ、その早期完成を促進することで、他地域との交流と物流を円滑にし、産業の振興を進める。

① 国・県道の整備

国・県道を整備することで、移動に係る時間を短縮し、緊急時の対策の充実を進めるためにも、各地域を放射状、環状につなぐこれらの道路の早期整備を目指す。

② 市道の整備

通勤・通学など生活に必要な道路の安全を確保し、安心で便利な市民生活を図る。さらに、道路や橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、「事後保全型」から「予防保全型」へ転換する。

また、道路除排雪の機械整備、施設の充実を図り冬期交通の確保を図る。

③ 公共交通対策

羽越本線や鳥海山ろく線などの鉄道やバス路線について、利用しやすいダイヤ編成や運賃軽減策などの実現を求めていくとともに、必要に応じコミュニティバスの運行やA I オンデマンド交通事業、乗り[逢い]交通事業の拡充により、通勤・通学や通院、買い物など、市民生活の向上に資する公共交通環境の構築を図る。

(1) 現況と問題点

① 国・県道の整備

本市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には、20km～75kmの圏内である。

本市の道路網は、日本海沿岸東北自動車道と、ほぼ放射状に6本の一般国道が走っており、日本海沿岸を縦走する国道7号と、主要国道3路線（国道105号、107号、108号）が中心部で主要地方道及びそれぞれの地域間を結ぶ市道と連結して形成されており、一般国道6路線の市内延長は172,421mに及んでいるが、狭隘で改良を要する箇所も多く存在する状況である。

また、日本海沿岸東北自動車道に接続するアクセス道路、地域内幹線道路網の整備拡充により、交通・物流などの地域間交流が、今後益々拡大することが予想されている。

国・県道とも通勤、通学、産業等地域経済の主要路線であり、防雪柵、歩道等の安全施設と併せて、バイパス化による利便性の向上など、道路改良整備を働きかける必要がある。

② 市道の整備

市民生活、産業活動に密接に関わる市道について改良舗装等の整備に努めてきた。今後は、国・県道へのアクセスをスムーズにするとともに、交通の安全確保、景観に配慮した道路・橋梁・街路灯・街路樹の整備、除雪体制の強化など、快適な道路環境整備が大きな課題である。

③ 公共交通対策

本市の公共交通機関は、国道7号と並走するJR羽越本線、これに接続する第三セクターの鳥海山ろく線、さらに生活路線バスやコミュニティバスがあり、通勤、通学、通院など地域住民の交通手段として利用されている。

JR羽越本線については、羽越新幹線の整備促進、生活路線ダイヤの改善や複線化、駅舎や交通結節点の整備等利便性の向上が望まれる。鳥海山ろく線については、第三セクター会社の経営基盤の安定化に努め、住民の利用のみならず、観光による利用促進も課題である。

バス路線については、地域住民にとって不可欠な交通機関であるため、生活路線バスの利便性とともに、バス事業者との連携のもとに運行路線の確保や維持を図る必要がある。また、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行やAIオンデマンド交通の導入、乗り[逢い]交通事業の拡充による利便性の向上に努め、地域交通の円滑化が望まれる。

(2) その対策

① 国・県道の整備

- 1) 日本海沿岸東北自動車道や地域高規格道路の早期完成とアクセス道路の整備を関係機関へ働きかけるなど、高速交通網の整備促進に努める。
- 2) 関係機関の協力を得ながら、地域間を結ぶ幹線道路や外環状道路の計画的な整備促進を要請する。
- 3) 観光ルート、地域間交流道路として整備促進を働きかけていく。
- 4) 歩行者の視点に立った歩道・通学路の安全性・利便性の向上を図るため、整備促進を要請する。

② 市道の整備

- 1) 交通の安全に配慮し、計画的に各地域との道路体系を確立するとともに、歩行者の安全確保のための歩道設置など、市民の生活に密着した市道の維持・整備に努める。
- 2) 除雪の充実、流雪溝や消融雪設備の整備、防雪柵等の整備を図りながら冬期間交通の確保に努める。
- 3) 定期的な点検等の実施により、損傷・劣化等の状況をたえず把握し、費用対効果の高い、適切な維持管理を行うための計画策定を行う。

③ 公共交通対策

- 1) JR羽越本線については、羽越新幹線の整備促進、生活路線ダイヤの改善や複線化を引き続き要望するとともに、交通結節点の整備等利便性の向上を図る。
- 2) 鳥海山ろく線については、第三セクター会社の経営基盤の安定化に努め、利用の促進を図る。
- 3) 生活バス路線の充実と利用の促進、運賃の軽減策を図るとともに、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行やAIオンデマンド交通の導入、乗り[逢い]交通事業の拡充などによる利便性の向上に努める。

対策の目標

コミュニティバスの延べ利用者数	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
62,830人	62,830人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	<p>(新設)</p> <p>(改良)</p> <p>都市計画道路停車場東口線道路整備事業 東口線 L=340m W=16.0m</p> <p>都市計画道路田尻野石脇線道路整備事業 L=1,536m、W=16.0m</p> <p>市道一番堰薬師堂線 L=350m W=12.0m</p> <p>市道薬師堂 25号線 L=750m W=16.0m</p> <p>市道鶴沼薬師堂線 L=700m W=13.0m</p> <p>市道矢島 1号線 L=2,200m W=6.0(12.0)m</p> <p>市道小板戸杉沢線 L=800m W=4.5～5.5m</p> <p>市道道川中央線 L=2,905m W=6.0(12.0)m</p> <p>市道福俣線 L=100m W=4.0(5.0)m</p> <p>市道鶴潟水沢線 L=1,112m W=8.5(9.5)m</p> <p>市道前郷上野線 L=500m W=7.0m</p> <p>市道川口岩谷線 L=100m W=6.0m</p> <p>市道葛岡中俣線 L=2,800m W=7.0m</p>	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	

橋りょう	市道次崎檜渕線 L=4,177m W=7.0m	由利本荘市
	市道北福田線 L=300m W=4.0m	由利本荘市
	市道坪倉線 L=600m W=11.5m	由利本荘市
	市道蔵横渡線 L=100m W=6.0m	由利本荘市
	市道西目本荘線 L=1,800m W=10.0m	由利本荘市
	市道鳥海線 L=1,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
	市道中村針水線 L=500m W=4.0(4.5)m	由利本荘市
	市道伏見才ノ神線 L=100m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
	市道上川内雄勝線 L=5,000m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
	市道百宅線（代替道路）	由利本荘市
	市道薬師堂葛法線 側溝改良 L=250m W=6.0(7.0)m	由利本荘市
	市道西ノ沢田高線 L=280m W=3.5(4.5)m	由利本荘市
	市道由利中央線 L=1,100m W=13.0m	由利本荘市
	市道赤沼下御門線 L=1,300m W=13.0m	由利本荘市
	市道梵天線 L=500m W=4.0m	由利本荘市
	市道畠谷赤田線 L=2,000m W=6.0m	由利本荘市
	市道尾花沢10号線 L=100m W=6.0m	由利本荘市
	市道松街道線 L=500m W=8.5m	由利本荘市
	(改 良)	
	市道葛岡・逸鳥・中俣線長坂橋 L=60.0m W=6.5(7.0)m	由利本荘市
	市道内黒瀬赤田線赤田橋 L=28.2m W=5.5(6.0)m	由利本荘市
	市道由利橋通線由利橋 L=190m W=18.2m	由利本荘市
	市道下直根高口線末坂橋 L=19.5m W=4.0m	由利本荘市
	市道地下ノ沢線地下ノ沢橋 L=36m W=4.0m	由利本荘市

	市道高尾・蒲田線高尾・蒲田橋 L=12. 6m W=2. 9m	由利本荘市
	市道若松町線西目駅跨線橋 L=68. 85m W=3. 0m	由利本荘市
	市道道川駅線春の丘連絡橋 L=25. 6m W=2. 0m	由利本荘市
	市道石脇通線芋川橋 L=160m W=11. 4m	由利本荘市
	市道君ヶ野1号線藤田2号橋 L=19. 67m W=3. 1m	由利本荘市
	市道軽井沢線軽井沢1号橋 L=4. 5m W=3. 2m	由利本荘市
	市道大沢線大沢橋 L=16m W=4. 0m	由利本荘市
	市道雪川井戸ノ沢線黒森橋 L=5. 5m W=4. 8m	由利本荘市
	市道荒町2号線荒町1号橋 L=10. 3m W=3. 1m	由利本荘市
	市道東街道線大栗沢橋 L=58m W=5. 0m	由利本荘市
	市道小栗山・代内線代内6号橋 L=18m W=5. 3m	由利本荘市
	市道黒沢線黒沢橋 L=4. 6m W=4. 4m	由利本荘市
	市道雪川井戸ノ沢線半兵エ橋 L=4. 0m W=4. 2m	由利本荘市
	市道二夕子東由利原線二夕子橋 L=41. 9m W=5. 0m	由利本荘市
	市道祓川堰口線祓川橋 L=16. 9m W=4. 0m	由利本荘市
	市道伏見沢長坂線河台橋 L=60m W=4. 0m	由利本荘市
	市道前郷根堀台線上堰橋 L=3. 4m W=4. 0m	由利本荘市
	市道小桜線小桜橋 L=5. 7m W=3. 0m	由利本荘市
	市道薬師堂葛法線藤崎橋 L=7. 3m W=7. 0m	由利本荘市
その他	道路法面補修補強事業（全域）	由利本荘市
	道路法面調査事業（全域）	由利本荘市
	トンネル修繕（6箇所）	由利本荘市
	市道川口二十六木線 舗装打換 L=1, 156m W=8. 5m	由利本荘市

	市道川口岩谷線 舗装打換 L=2, 368m W=6. 0m 市道松ヶ崎亀田線 歩道新設 L=2, 500m W=3. 0m 市道蔵上里線 歩道改良 L=200m W=2. 0m 市道西山線 歩道改良 L=400m W=2. 0m 市道庁舎連絡線 歩道改良 L=135m W=4. 0m 市道次崎檜渕線 L=50m 雪崩防止柵 N=15 基 市道石脇新山線 融雪設備改良事業 L=400m 市道大琴中央線流雪溝改修事業 L=100m W=600 型 市道蔵横渡線流雪溝改修事業 L=700m W=600 型 老方地区流雪溝用ポンプ設置（東由利） 45kW 1 基 大琴地区流雪溝用ポンプ設置事業（東由利） 45kW 1 基 市道谷地本線排水路整備事業	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市
(2) 農道	農道田高・鷹橋線鷹橋補修事業（西目） L=28. 5m W=6. 0m 農道 富田橋補修事業（岩城） L=15. 5m W=5. 0m 農道 大谷2号橋補修事業（大内） L=23. 7m W=4. 5m 農道 西越2号橋補修事業（大内） L=24. 8m W=4. 0m 農道 孫三郎橋補修事業（西目） L=36. 3m W=6. 0m	
(3) 林道	林業専用道整備事業（喜左エ門山線）岩城地域 L=1, 800m W=3. 6m 林業専用道整備事業（金山2号線）由利地域 L=1, 820m W=3. 6m 林道大築線舗装事業（本荘） L=3, 000m W=4. 0m 林道改良事業（舗装） 林道荒沢線（矢島） L=2, 900m	秋田県 負担金 秋田県 負担金 由利本荘市 由利本荘市

	林道改良事業（舗装）	由利本荘市
	林道青長根桧沢線（岩城）L=3,700m	由利本荘市
	林道改良事業（舗装）	由利本荘市
	林道湯の沢線（鳥海）L=4,500m	由利本荘市
	林道改良事業（舗装）	由利本荘市
	林道大膳ヶ沢線（鳥海）L=4,000m	由利本荘市
	林道改良事業（舗装）	由利本荘市
	林道石塚線（東由利）L=2,300m	由利本荘市
	林道改良事業（舗装）	由利本荘市
	林道鬼倉山線（大内）L=3,000m	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道狩ヶ沢線（本荘） 1箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道鬼倉山線（本荘） 2箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道中貝喰線（矢島） 1箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道中ノ沢線（岩城） 5箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道湯の沢線（鳥海） 2箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道葎沢線（鳥海） 2箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道松木沢線（鳥海） 1箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道石塚線（東由利） 1箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道北出羽丘陵線（大内） 2箇所	由利本荘市
	林道改良事業（改良）	由利本荘市
	林道岩城大内線（大内） 1箇所	由利本荘市
	林道改良事業（老朽化対策）	由利本荘市
	林道狩ヶ沢線 狩ヶ沢橋（本荘）	由利本荘市
	林道改良事業（老朽化対策）	由利本荘市
	林道荒沢座線 小滝橋（本荘）	由利本荘市
	林道改良事業（老朽化対策）	由利本荘市
	林道宮沢線 宮沢橋（本荘）	由利本荘市
	林道改良事業（老朽化対策）	由利本荘市
	林道石塚線 無名橋（東由利）	由利本荘市
	林道改良事業（老朽化対策）	由利本荘市
	林道土場沢線 高屋橋（東由利）	由利本荘市

(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	由利高原鉄道運営支援事業 ①事業の必要性 地域住民の日常生活に必要な移動のため の交通手段であり、鳥海地域の観光振興を 図ていくための重要な資源である由利高 原鉄道を維持していく必要がある。 ②具体的な事業内容 由利高原鉄道活性化計画に基づく地元負 担として、運行経費への補助金を交付す る。 ③事業効果 地域住民の交通手段の維持が図られ、安 全・安心に暮らせる定住環境が確保され る。また鉄道が存在することによる地域イ メージの向上や観光客の誘客が図られ、観 光振興につながり、将来にわたり過疎地域 の持続的発展に資する事業である。 乗り[逢い]交通運営事業 ①事業の必要性 過疎化や高齢化により、安心して「おで かけ」できなくなりつつある状況におい て、最低限の生活を維持していくため、地 域における移動手段を確保する必要があ る。 ②具体的な事業内容 各集落から近くの生活拠点や、交通結節 点に乗り入れできるよう、乗合タクシー、 公共交通空白地有償運送、互助による輸送 のうち、地域に合った事業を実施する。 ③事業効果 地域内の支え合いと交流の活性化が図ら れるとともに、路線バスや鉄道と接続する ことにより、公共交通機関の利用が促進さ れ、また、地域内のスーパーや商店、医療 機関が積極的に活用されるなど、将来にわ たり過疎地域の持続的発展に資する事業で ある。	由利高原鉄道 株式会社	補助金
		町内会等	補助金

交通施設維持	橋梁・トンネル長寿命化支援事業	由利本荘市
	①事業の必要性	
	住民が将来にわたり安全安心に暮らすことができる社会基盤の整備のため橋梁・トンネルの適正な維持管理を図る必要がある。	
	②具体的な事業内容	
	橋梁・トンネルの調査を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に関する計画を策定するとともに、その計画に則り修繕を行う。	
	③事業効果	
	予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
路面性状調査事業	由利本荘市	
	①事業の必要性	
	市内には老朽化した市道が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。	
	②具体的な事業内容	
	市道の損傷・劣化等を把握し、修繕計画に基づく予防的な修繕を実施する。	
	③事業の効果	
	市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。	
	このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
農道橋点検診断事業	由利本荘市	
	①事業の必要性	
	市内農道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。	
	②具体的な事業内容	
	市内農道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。	
	③事業効果	
	農道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	
林道橋・トンネル点検診断事業	由利本荘市	
	①事業の必要性	
	市内林道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。	
	②具体的な事業内容	
	市内林道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。	
	③事業効果	

(10) その他	<p>林道橋の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>コミュニティバス運行事業（車両購入・施設整備費）</p> <p>高齢者「おでかけ」促進事業（ソフト）</p>	由利本荘市 由利本荘市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

道路施設は、社会経済活動を支える根幹的なネットワークであることから、その機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。

橋梁・トンネル・付属施設については、国の定期点検要領に基づき5年に1度、近接目視による点検・評価を実施し、施設の個別計画を作成することで、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、施設の長寿命化を図ることを目標とし、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ることとしている。

6. 生活環境の整備

生活環境の整備方針

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、安定した水道供給や、社会変化に合わせた下水道処理区の統廃合と老朽化施設の更新、緊急時に対応した体制づくりと、安全で快適な居住環境の整備を進める。

① 水道、下水道施設の整備

上水道施設は、普及率が99.7%に達していることから、施設の機能強化や老朽管の更新など施設の維持・保全対策に努める。

下水道施設は、公共下水道の令和6年度末普及率が48.5%、集落排水等は28.3%となっており、合併処理浄化槽の処理分と合わせ、全体で93.2%となっている。引き続き、水洗化率の向上に努め、今後は施設の統廃合や更新による処理機能の長寿命化に努める。

② 消防・救急・防災体制の整備

消防・救急・防災の施設や設備を整備し、消防団員と連携して消防力の強化を図るとともに、大規模災害時や特殊災害時には近隣消防本部との広域応援により消防力を増強させ、市民が安全で安心して暮らすことのできる体制を整える。

③ ごみ処理施設の整備等

環境に配慮した処理施設の整備等を進めるとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の分別の必要性や不法投棄防止など、ごみ処理に関する情報発信などの啓発活動、ごみ排出の有料化、5Rの促進等への取り組みによるごみの減量化の推進などもあわせ、持続可能なごみ処理体制の構築を目指す。

④ 快適な生活・居住空間の整備

市営住宅の整備や維持管理、住宅リフォーム支援、都市ガスの整備などにより、居住環境の維持向上、定住促進を図る。さらに、故人を偲びあたたかく見送る大切な施設である斎場と、永く受け継がれる大切な家族の絆である墓地を安定的に維持し、将来にわたって安心して住み続けることができる生活環境の提供に努める。

(1) 現況と問題点

① 水道、下水道施設の整備

ア 水道施設の整備

本市の水道事業は平成29年に簡易水道と統合し、浄水場が30箇所、配水池が95箇所となり、給水人口は69,180人、普及率は99.7%となっている。

今後も重要なライフラインである水道を継続していくためには、既存の施設更新や耐震管への更新を継続して進めていく必要がある。

イ 下水道施設の整備

下水道施設整備については、「由利本荘市生活排水処理整備構想」に基づき整備を進めており、公共下水道、農業集落排水等及び合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備状況は、令和6年度末現在、処理人口65,074人、普及率93.2%という状況である。

引き続き、河川などの公共用水域の保全と資源循環型社会の構築により、快適な環境をつくり、

美しい自然を次の世代に伝えるため、加入率の促進に努めるとともに老朽施設の長寿命化を図りながら、処理コスト縮減に向けた汚泥の集約化等を検討する。

② 消防・救急・防災体制の整備

本市の常備消防は、合併前の2消防事務組合を統合したもので、1消防本部、1消防署、7分署で構成されている。また、非常備消防は、1消防団、8分団、47部123班で構成されているが、消防団員の確保については、近年における就業形態の多様化などにより、年々困難の度合いが高まっている。今後は、常備消防との連携のあり方、機能別消防団員等の確保等が課題である。

また、防災体制については、令和7年4月に修正した地域防災計画にしたがい、大規模な地震や災害に迅速、的確な対応がとれるよう、危機管理体制の確立を図る必要がある。災害時には、同報化された防災行政無線やJ-ALERTにより迅速に市民へ防災情報を提供するとともに、登録制の消防防災メールの普及を図るなど、さらなる情報伝達体制の充実を図るべきである。組織的な体制整備としては、自主防災組織の育成を図るなど市民と一体となった防災体制の強化が必要である。

③ ごみ処理施設の整備等

本市のごみ焼却を行っている本荘清掃センターは、平成6年度の竣工から30年以上が経過しており、老朽化が進行している状況であることから、新しい施設の整備が必要となっている。ごみ処理に関するこのような状況を踏まえ、現在、「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」へ参加し、焼却ごみ処理の広域化に向けて協議しており、焼却ごみ処理の中継施設整備等が必要である。また、これらの施設を有効利用し、循環型社会の形成を図るには、合わせて分別収集や再資源化による減量化や不法投棄の防止など、市民意識の啓発をさらに推進する必要がある。

④ 快適な生活・居住空間の整備

本市の市営住宅の管理状況は、40団地、681戸となっている。そのうち608戸は、住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅として供給することで生活セーフティネットの機能を果たすとともに、定住促進対策にも大きく寄与している。過疎化、少子高齢化の状況から今後新たな市営住宅整備の必要性は低いと見込まれるが、昭和年代に建設され老朽化が著しい市営住宅の建て替え整備（本荘地域）が必要な状況にある。その他の既存市営住宅においては、老朽化の進行のほか空室が長期続く住宅も生じており、規模縮小の検討が必要な状況にある。

本市の斎場については、由利斎場と東由利斎場がいずれも築後30年以上経過し老朽化が進んでいることから、斎場の再編を進めながら施設の機能強化を図り、ピークを迎える火葬需要に対応できる体制を構築していく。

本市の市営墓地3施設については、新山野墓園（本荘地域）の拡張工事を実施するなどこれまで安定的な供給を行ってきており、区画については近年の需要に対する必要数が確保できていると言える。引き続き、市民ニーズや将来的な人口減少に伴う墓じまいの動向などを十分に見極め、官民双方の供給バランスも勘案しながら、本市の現状に最適な墓地の在り方を検討していく必要がある。

⑤ その他老朽化公共施設の管理

過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加している。倒壊や、火災、犯罪等を未然に防止し、市民の安心・安全の確保を実現するために、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。

(2) その対策

① 水道、下水道施設の整備

ア 水道施設の整備

- 1) 鳥海ダム利水に伴う取水施設整備を実施し、安全で安定した水源の確保を図る。
- 2) 既存浄水場の更新及び補強整備等により安定供給に努めるほか、経年管路の更新による耐震性の向上を目指す。
- 3) 給水区域全体の水運用を考慮した送水施設及び管路整備を図る。

イ 下水道施設の整備

- 1) 下水道整備事業は終了し、処理区の統廃合により施設の合理化を図る。
- 2) 下水道等施設の利用率を高め、老朽化施設の改築更新により効率的な維持管理を図る。

② 消防・救急・防災体制の整備

- 1) 防災活動の拠点となる消防署等消防施設の機能強化を図るとともに、防火水槽の有蓋化、積載車と小型動力ポンプの軽量化と操作性の向上、消防車や救急車等の消防・防災設備の維持、更新整備を促進する。
- 2) 災害時の緊急連絡施設として、設備の整備充実や管理・運用体制の改善を図る。
- 3) 災害予防事業の進捗に合わせ、自主防災組織の活動、要配慮者対策及び市民の災害予防意識の啓発を促進し、消防団の加入促進、学校や地域、事業所等における火災・防災訓練の充実に努める。

③ ごみ処理施設の整備等

- 1) 安心・安全・安定稼働を確保できる、ごみ処理施設の整備を推進する。
- 2) 最終処分場について、周辺環境の保全に配慮した管理運営に努める。
- 3) 分別収集や再資源化の取り組みを促進し、処理施設等の延命化を図るとともに、新たなリサイクル施設整備を推進する。

④ 快適な生活・居住空間の整備

- 1) 市営住宅の入居状況等を踏まえ必要ストック戸数の把握、見直しを図りながら、計画的な住宅の整備、維持管理に努めるとともに、適正規模への縮小等の検討を進め、良好かつ持続可能な住環境の形成を推進する。
- 2) 住宅リフォーム支援の実施により、戸建て住宅に居住する世帯の経済的負担を軽減し、定住促進に寄与する。
- 3) 都市ガス事業を推進し、定住地として快適な住環境の向上を図る
- 4) 流雪溝用ポンプを設置し水量を確保し、流雪溝利用の計画的・安定的な運営を図る。
- 5) 市民ニーズや社会情勢を勘案しながら、斎場及び市営墓地の安定した運営に努める。

⑤ その他老朽化公共施設の管理

倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化した施設の解体・撤去を行い市民の安心安全の確保に努める。

対策の目標

1人1日当たりごみ排出量	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
947g	850g

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	鳥海ダム利水計画整備事業 一番堰まちづくりプロジェクト/上水道施設整備事業 矢島地域上水道施設整備事業 本荘西目地域上水道施設整備事業	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業(本荘処理区) 処理場改築更新 公共下水道事業(本荘処理区)・特定環境保全 公共下水道(西目処理区)・農集西目南部統合事業 特定環境保全公共下水道事業(道川処理区) 農業集落排水統合事業 特定環境保全公共下水道事業(本荘処理区) 農業集落排水統合事業 黒渕大橋橋梁補修に伴う添架管布設替工事	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業大内岩野目沢地区(機能強化) 漁業集落排水事業西目出戸地区(機能強化)	由利本荘市 由利本荘市	
	その他			
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新ごみ処理施設整備事業(可燃ごみ中継施設、リサイクル施設)	由利本荘市	
	(4)火葬場			

	斎場整備事業（本荘・矢島）	由利本荘市
(5) 消防施設		
	消防防災設備整備事業 消防車両更新 8台	由利本荘市
	救急業務高度化資機材緊急整備事業 高規格救急自動車等更新（高度救命処置用資機材含む） 救急車2台 除細動器2台	由利本荘市
	小型動力ポンプ等購入事業 ポンプ10台、軽積載車5台、ポンプ付（軽）積載車10台	由利本荘市
	耐震性貯水槽設置事業 $V=40\text{ m}^3$ 、 $N=10$ 基	由利本荘市
	消防施設等整備事業 消防団格納庫 3棟	由利本荘市
	高機能消防指令システム更新事業	由利本荘市
	消防施設更新事業	由利本荘市
(6) 公営住宅		
	市営住宅再整備事業（建替事業） 松涛、本田仲（梵天）団地	由利本荘市
	矢島地域市営住宅長寿命化事業（改修） 棚木田・大川原・山寺南団地改修	由利本荘市
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業		
防災・防犯	我が家の防災マニュアル作成事業 ①事業の必要性 デジタル弱者とされる高齢者を含む全ての市民に対し、居住地域の災害リスクを正確に認識させ、災害発生前に的確な避難行動を可能とするため、ハザードマップや指定緊急避難場所等を掲載した冊子を作成・配布し、情報の公平な提供を図ることが必要である。 ②具体的な事業内容 県管理河川の洪水浸水想定区域図や本荘市街地の内水浸水想定区域図などの情報を掲載した「我が家の防災マニュアル（洪水・土砂・津波・火山災害一体型ハザードマップ）」を作成し、全戸に配布する。 ③事業効果 市民が居住地域の災害リスクを認識し、迅速な避難行動を通じて人的被害を防止し、将来的に過疎地域の持続的発展に資する事業である。	由利本荘市

その他	<p>下水道ストックマネジメント事業 (本荘・矢島・道川・前郷・岩谷・処理区)</p> <p>①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため下水処理施設の適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>②具体的事業内容 処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。</p> <p>③事業効果 予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>本荘地域市営住宅長寿命化事業（改修） 長寿命化計画策定（見直し）、伊勢堂、梵天団地</p> <p>①事業の必要性 住宅セーフティネットである市営住宅について、老朽化し更新期を迎えていたる大量の施設を効率的に更新及び維持管理するうえで、予防的管理や長寿命化に資する改善を計画的に推進する必要がある。</p> <p>②具体的事業の内容 既存市営住宅の現状分析を踏まえ長寿命化対象施設を特定し、事業手法の選定、実施予定一覧等の長寿命化対策に係る計画を策定（見直し）する。</p> <p>③事業効果 計画に基づく事業実施、適正な施設管理により、ライフサイクルコストの縮減、住宅セーフティネットの確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

	公園長寿命化計画策定事業 ①事業の必要性 住民が安全安心に暮らすことのできる社会基盤を維持するため、災害時の避難場所、住民の散策や憩いの場である公園について、安全性の確保、良好な利用環境を整える必要がある。 ②具体的な事業内容 既存ストックである四阿や園路等の公園設備を目視による調査を行う。構築物については、必要に応じて強度試験等を行ながら、健全度調査を進め、長寿命化対策に係る計画を策定する。 ③事業効果 公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 住宅リフォーム資金助成事業 ①事業の必要性 高齢者や子育て世代が、安心して快適に暮らし続けることのできる居住環境を確保するため、住宅の老朽化や経年劣化による修繕やバリアフリー化等に係る負担を軽減することにより、集落の維持及び活性化を図るとともに、定住促進に寄与する。 ②具体的な事業内容 住宅リフォームに係る費用の一部を助成。50万円以上（一部20万円以上）の工事を対象 ③事業効果 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることで住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 老朽化公共施設解体事業 ①事業の必要性 過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加していることから住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るために、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するため、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化不要公共施設を解体・撤去する。 ③事業効果 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる	由利本荘市 民間 補助金 由利本荘市
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

	<p>生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>公共施設等総合管理基金積立金</p> <p>①事業の必要性 老朽化した施設を長寿命化または解体を図ることで地域の安心・安全を確保する必要があること、及び効率的な行政運営を図るため。</p> <p>②具体的な事業内容 由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を改修・解体するための基金積立を行う。</p> <p>③事業効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、公共施設を適正に管理することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	
(8)その他	木造住宅耐震診断支援事業（ソフト）	由利本荘市	補助金
	木造住宅耐震改修補助事業（ソフト）	由利本荘市	補助金
	公共施設耐震診断・耐震改修事業	由利本荘市	
	急傾斜地崩壊対策事業	秋田県	負担金
	竜巻地区他4地区負担金		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

消防施設については、予防保全により長寿命化を推進するとともに、人口や面積の類似した自治体を参考にして改築を行う。消防団施設は、将来の人口動向と団員数を基準に改築を行う。

市営住宅については、現行の公営住宅等長寿命化計画の見直しを予定しており、新たな計画との整合性を図りながら、適正な整備及び維持管理に努める。老朽化の著しい施設は、人口動向を考慮して大幅に削減する。その際、借地の公営住宅は優先的に解体する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢化率の高い本市の現状と今後のさらなる上昇に対応するため、高齢者のみで生活する世帯への支援対策を充実するとともに、少子化対策を進め、子育てし易い環境づくりを進める。

また、高齢者支援や子育て支援、障がい者支援を円滑に進めるため、既存施設を有効活用して、住民に必要な整備を効果的・効率的に行う。

(1) 現況と問題点

① 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

本市の高齢者の状況を見ると、令和7年には高齢者が27,789人となり、高齢化率が40%を超えることが、令和7年3月に策定した「第9期介護保険事業計画」、「第9期高齢者保健福祉計画」の中で予測されており、高齢化や核家族化が一層進んだ場合、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家庭における見守りや介護力が低下することから、地域や関係機関による支援体制の充実が必要である。

高齢者がいきいきとした生活を送るためには、自ら健康づくり、介護予防に努めるとともに、市は社会活動、生涯学習活動等の生きがいづくりを推進していくことが重要である。

また、地域包括支援センターを中心とした、介護予防事業や在宅福祉の充実など、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体となった「地域包括ケアシステム」の深化を図っていくことが重要である。

② 子育て環境の確保

少子化が進むなか、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりは、由利本荘市の発展に欠くことのできない重要な課題となっている。少子化の要因として、就業をはじめとする女性の幅広い社会参画が進み、結婚や出産、子育てに関する人々の価値観や意識が多様化していることがあげられる。

このような現状のなかで、母子の健康づくりをはじめ、子育ての悩みなどを地域のなかでともに支え合うネットワークづくりを推進するとともに、保育料の減免や高校生世代までの医療費助成の拡大等、支援体制の充実を図る必要がある。

また、保育需要に的確に対応するため、保育所・認定こども園の充実や、多くの子育て世代が共働きとなっていることから放課後児童クラブの充実などに努め、保健・福祉・医療それぞれの施策の連携を図るとともに、総合的な子育て支援体制の整備を進める必要がある。

③ 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

障がい者福祉については、地域のサービス提供事業所等との連携を深め、障がい者の社会参加を推進することが重要である。

そのためには、関係機関との連携を強化し、相談支援や生活支援等の充実を図ることにより、障がい者が地域の一員として安心して生活できる環境づくりを推進する必要がある。

また、障がい児に対しては、障がいの種別や年齢別に応じたニーズに対応するため、サービス提供体制や相談支援体制、交流・体験の場の充実を図り、重層的かつ継続的な支援体制の構築を図る必要がある。

④ 地域等の保健及び福祉の向上及び増進

子どもから高齢者、障がい者まで誰もが健やかに、安心して暮らせるまちづくりを推進するた

め、社会福祉協議会やボランティア団体等の関係機関との連携を強化する。

あわせて、生活上の課題が複雑に重なり合うケースには、包括的な支援につなげる機能を担っている福祉総合相談窓口を中心に、市民への情報提供と相談支援体制のさらなる充実を図る。

また、地域住民が支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、支援を必要とする方への生活・就労支援や相談支援体制の充実により、地域での自立した生活支援に努める。

(2) その対策

① 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

- 1) 高齢者が健康で活動的な生活を送ることができるよう、老人福祉施設の改修等の整備を進め、保健・福祉・医療の関係機関と連携を図り、それぞれの状態に応じた健康づくり、介護予防に努める。
- 2) 住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「地域支え合い推進員」を配置しており、町内会、民生委員、地域住民、ボランティアなど、住民参加による支え合う仕組みづくりに努める。
- 3) 高齢者の就労支援や世代間交流機会の拡充、ボランティア活動による社会貢献、地域活動や生涯学習等生きがいを持って生活できるよう支援する。
- 4) 在宅で介護を受けている方を支援する訪問サービスや通所サービスの充実に努めるとともに、施設入居希望者の待機状況の緩和を図る。また、家族介護交流事業や介護教室を開催し、家族で介護されている方を支援する。
- 5) 地域ミニデイサービス事業により、高齢者の社会的孤立感の解消及び快適な自立生活の推進を図るとともに、実施地域の拡大を進めるため周知と呼びかけに努める。
- 6) 地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者から寄せられる相談にきめ細やかに対応できる総合相談体制の充実を図る。

② 子育て環境の確保

- 1) 児童の交通安全や防犯対策に努めるとともに、安全・健全な遊び場の整備や既存施設の維持を図る。
- 2) 放課後児童健全育成事業の充実を図り、諸活動の支援に努める。
- 3) 保育需要の把握に努め、保育所・認定こども園及び学童保育施設の計画的な整備と、延長保育、一時預かり保育等の特別保育事業を実施し保育環境の充実を図る。
- 4) 安心して妊娠・出産ができるよう、母子健康手帳の交付や出産前後の各種教室・検診事業の充実を図る。
- 5) 乳児家庭全戸訪問、育児教室、訪問指導等の相談体制の充実、子育て支援金、保育料の助成、高校生世代までの医療費無料化等による経済的支援等、安心して子育てができる支援体制の充実を図る。

③ 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

- 1) 障がいの程度や個々のニーズに応じた、適切かつ柔軟なサービス提供を実現するため、関係事業所との連携を強化する。
- 2) 居宅介護や生活介護など、障がい者の在宅生活を支えるサービス提供体制の充実を図る。
- 3) 障がい者が自立した地域生活を営むことができるよう、グループホーム等の受け皿の整備を進めるとともに、就労支援事業所の充実を図り、就労につながる支援体制を強化する。
- 4) 障がい児が、身近な地域で質の高い専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所等の充実を図る。

- 5) 障がい者支援協議会の機能強化を図るとともに、障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制を充実させ、地域生活支援拠点の整備を推進する。

④ 地域等の保健及び福祉の向上及び増進

- 1) 総合相談窓口を活用し、社会福祉協議会、相談支援機関、医療機関等との連携を強化することで、市民への各種情報提供やサービスの調整を行い、困難を抱えるご家族への包括的な相談支援体制の充実を図る。
- 2) 社会福祉協議会やボランティア団体などによる民間福祉活動の推進を図るとともに、住民同士が助け合える体制の整備を支援する。
- 3) 障がい者支援協議会において、支援を必要としている方の生活実態や意向を的確に把握し、関係機関との連携を強化することで、必要な支援へつなげる体制の充実を図る。
- 4) 歩道や道路の段差解消、公共施設へのスロープ設置、障がい者用トイレ等の整備などを進め、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心して暮らせる生活環境の充実を目指す。

対策の目標

新規認知症サポーター数	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
574人	600人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所 (2)認定こども園 (3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム 老人福祉センター (7)市町村保健センター及びこども家庭センター (8)過疎地域持続的発展特別事業	民間保育所改築・改修事業補助 認定こども園改築・改修事業補助 保健センター整備事業	社会福祉法人 社会福祉法人・学校法人 由利本荘市	補助金 補助金

児童福祉	<p>福祉医療費助成事業</p> <p>① 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の充実により、子育て世帯などの若年層の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②具体的事業内容 市単独事業により秋田県福祉医療費支給事業の対象範囲を拡大して（県補助事業では所得制限により非該当となる者に支給を拡大するとともに、自己負担分についても支給する。また、対象年齢を高校生世代まで拡大する。）医療費を支給する。</p> <p>③事業効果 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>子育て支援金事業</p> <p>①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子を複数持つことを希望している世帯の後押しをする必要がある。</p> <p>②具体的事業内容 第2子、第3子以降出生の際に支援金を支給する。</p> <p>③事業効果 子育て世帯の経済的負担軽減により、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>民間保育所等解体事業</p> <p>①事業の必要性 市内園児数の減少により、保育施設等の運営が困難になっている地域において、当該運営法人の経営を支援し、保育サービス等の提供を維持する必要がある。</p> <p>②具体的事業内容 市内園児数減少の影響を受け、統廃合により廃園となった園舎の解体費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 保育施設等運営法人の経営安定化を図ることで保育サービス等の提供が維持され、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

	<p>高齢者・障害者福祉</p> <p>緊急通報システム整備事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、急病や緊急時の不安の解消を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯に緊急時の連絡・見守り手段として緊急通報装置（ワンボタンで委託業者等の登録先に電話がつながるもの）を貸与し、在宅生活を支援する。</p> <p>③事業効果 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>外出支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、身体状況等により公共交通機関の利用が困難な高齢者の医療機関への通院手段を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況又は精神状況により一般の公共交通機関を利用する事が困難な者を対象に医療機関への送迎を行う。</p> <p>③事業効果 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

児童館などの子育て支援施設については、子育て支援の観点から、存続とし適正な管理を行いながら、集約についても検討を進める。

高齢者福祉施設については、東光苑、鳥寿苑は当面指定管理者制度を利用し適正な管理を行っていく。

その他福祉施設については、建物の耐用年数までは存続とし、施設譲渡が可能な施設については協議を行い、適正な管理を行っていく。

8. 医療の確保

医療の確保の方針

休日・夜間の救急患者受入として病院群輪番制による24時間体制の救急医療の確保や、無医地区への対策として巡回診療を実施し、地域の医療体制の充実強化を図る。

また、奨学金制度の創設による地域の医療を担う医師および看護師確保対策を進め、将来にわたり安心できる医療体制を整える。

(1) 現況と問題点

本市の医療機関は、中心部に由利組合総合病院をはじめとする総合病院が3箇所あるが、周辺地域には、一般開業医院、診療所、歯科医院等はあるものの、特定科の診療や入院、夜間、救急時などの受け入れには対応できず、中心部の病院に依存している状況である。その上、救急時には、周辺地域や山間部からの患者の搬送には数十分から一時間以上を要する地域もある。

そのため、冬期の交通確保とともに、日常の健康管理のための通院等を支援する体制の整備や、7地区ある無医地区対策などが課題である。

また、高齢化の進行や生活習慣病、認知症等の精神的疾病的増加などの変化に対応するため、医療の需要は今後も増大していくものと予想され、医師・看護師の確保を図りながら、急性期から在宅医療等に至るまで切れ目のないサービス提供体制の構築が求められている。

(2) その対策

- 1) 生活習慣病や母子健康診査などの各種健康診査の内容を充実させるとともに、受診勧奨を強化し、受診機会の拡充と受診率の向上に努める。
- 2) 地域診療所施設の整備や医師の確保、医療機器の整備、中核医療機関との連携強化を図る。
- 3) 疾病予防から治療、在宅医療まで包括的な医療体制を充実させるとともに、かかりつけ医の普及による効率的な健康管理と適正な受診を推進する。
- 4) 無医地区対策として、中核病院等と連携して巡回診療を実施するほか、コミュニティバスの運行路線等の充実や乗り合いタクシーの運行支援、遠隔診療導入の検討など、医療に対する不安解消を図る。
- 5) 病院群輪番制による24時間体制の救急医療の充実と、医療機関との連携による救急医療体制の充実の強化を図る。
- 6) 各種検診の啓発を推進し、健康の保持・増進と疾病予防のための保健活動に取り組むとともに保健・福祉・医療が一体となり、地域医療の充実を図る。
- 7) 医師・看護師確保対策として、地域の将来を担う学生への奨学・修学資金制度等の支援を図る。

対策の目標

24時間365日の救急医療体制の確保	
現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
確保	継続して確保

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所 その他 (3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>市立診療所屋根・外壁改修事業</p> <p>市立診療所車両更新事業</p> <p>市立診療所医療機器更新事業</p> <p>医師確保奨学資金貸付事業（貸付・基金）</p> <p>①事業の必要性 研修医の都市部集中等により医師の偏在が生じており、地域医療の維持のため医師の確保が求められている。</p> <p>②具体的な事業内容 将来の地域医療を支える医師確保のため、医師を目指す学生に奨学資金を貸与し、医学部修了後に一定期間地域医療に携わった場合、返還を免除する。</p> <p>③事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>看護師確保対策事業（貸付・基金）</p> <p>①事業の必要性 地域医療の維持のため看護師の確保が求められている。</p> <p>②具体的な事業内容 将来の地域医療を支える確保のため、看護師を目指す学生に修学資金を貸与し、看護師を養成する大学、短期大学又は専修学校卒業後に一定期間地域医療に携わった場合、返納を免除する。</p> <p>③事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>医師研修資金貸付事業</p> <p>①事業の必要性 医師偏在を解消し医師確保を進める上で、本地域の公的医療機関で研修を受ける研修医の確保が求められている。</p> <p>②具体的な事業内容 喫緊の課題である医師確保のため、臨床医に対して研修資金を貸与することで本地</p>	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	貸付金 貸付金 貸付金

	<p>域に勤務し易い環境を整備し、勤務後はその期間に応じて返済の全部又は一部を免除する。ただし、医師確保奨学資金貸付を受けた者には貸与しない。</p> <p>③事業効果</p> <p>地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>救急救命士・指導救命士養成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>医療機関から遠隔の地にある過疎地の救命率向上のため、救急業務の高度化により地域医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>計画的に消防職員を救急救命研修所に入校させ、救急救命士を養成する。</p> <p>③事業効果</p> <p>医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らししが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

診療所等については、市内に4施設あるが、大琴診療所は令和5年度末で廃止済みであり解体予定施設とされている。鳥海の2診療所は、施設や設備の老朽度、財政状況により定期的に存廃の判断を行う。

9. 教育の振興

教育の振興の方針

公立小・中学校の学校環境の適正化に向けて学校再編を進め、安全・安心な学校の整備と快適で学びやすい教育環境の整備を図る。

また、統合等により廃校となった建物について、地域の自立や活性化の面を重視しながらその利活用と有益性を検討し、地域にふさわしい施設として活用を図る。

さらに、国内外地域との相互交流の実施等により将来の地域を担う人材づくりを進め、市民が主体的に学習できる体制や環境の整備を図る。

① 公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

少子化による児童生徒の減少が今後も見込まれることから、学校再編を進めて学校環境の適正化を図りバランスのとれた、安全で充実した教育環境を構築し、質の高い学びの場づくりを推進する。

② 図書館その他の社会教育施設等の整備等

生涯学習やスポーツ等の振興を図り、市民が気軽に活動できる環境を整えるため、既存施設の改修など活用状況に合わせて必要な整備を進めるとともに、施設の老朽化を踏まえながら、利活用の状況を分析し、統合や廃止を進め、施設の適正化を図る。加えて、指導者の育成を進めるなど市民の様々な活動を支援できる体制の充実を図る。

(1) 現況と問題点

① 公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

本市の小・中学校は、令和8年4月1日現在で小学校11校、中学校10校から組織されている。しかし、年々児童生徒の数が減少し、少子化問題は本市でも切実な問題となっている。

このような状況のなか、本市の将来を担う人材の育成には、幼少のころからの豊かな心の醸成とともに、知・徳・体のバランスがとれた教育の推進が重要である。

また、学校、家庭、地域社会が連携し総合的な教育活動に取り組み、基礎学力の向上と一人ひとりの個性と創造力・「情報活用能力」を伸ばす教育を推進することが必要である。

特に、学習指導要領に沿った授業を目指すため、教科指導等でICT機器を活用した授業改善を推進するとともに、教職員の業務の効率化を図るために、校務支援システムの導入など、教育環境の充実に努める必要がある。

学校施設の整備については、児童生徒の減少が今後も見込まれることから、学校再編を進めて学校環境の適正化を図りながら、併せて、老朽化の進む学校施設の計画的な改築、改修を進めていく必要がある。

表3－1(1) 小・中学校数及び児童・生徒数の状況（学校基本調査）

		平成27年度	平成29年度	平成31年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度
小学校	学校数	15	14	14	13	13	13
	学級数	161	165	160	158	148	141
	児童数(人)	3,647	3,578	3,401	3,154	2,873	2,669
中学校	学校数	10	10	10	10	10	10
	学級数	90	84	78	82	81	79
	生徒数(人)	2,000	1,859	1,754	1,805	1,741	1,520

② 図書館その他の社会教育施設等の整備等

近年、社会経済の変化や余暇時間の増大に伴い、趣味・教養講座等に対する市民の関心が高まり、心の豊かさの追求、学習活動に対するニーズの多様化に併せ、スポーツ・文化活動等広範囲にわたる社会教育活動が展開されている。

市民の学習活動は公民館を中心に図書館や資料館、美術館などの社会教育関連施設で行われており、その整備を図るとともに、各種講座の拡充、自らの能力、意欲に応じた学習機会の提供が求められている。

特に、本荘郷土資料館を始め、市内の資料館全体の老朽化が進んでいることから、今後の資料館のあり方について調査・研究を進め、本市にふさわしい新たな歴史文化拠点施設の整備が求められている。

市民が、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に発揮できるよう社会教育推進体制を一層整備し、より充実した社会教育環境を構築する必要がある。

また、スポーツが心身とも健全で豊かな生活を営むうえで不可欠なものとして社会的関心が高まっており、2009年秋田県は、「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力のレベルアップによるスポーツ王国秋田を目指している。

本市においても、スポーツを通して「健康で笑顔あふれる地域づくり」を目指し、市民すべての年代において、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに努めながら、市民と一緒にスポーツ振興を積極的に推進するため、平成28年9月に「スポーツ振興計画」を策定し、同年10月10日に「スポーツ立市宣言」を行った。

平成30年にオープンした総合防災公園由利本荘アリーナ（ナイスアリーナ）をスポーツ振興の中心的な施設として位置づけ、競技スポーツや生涯スポーツをはじめ、市民自らが健康づくり・体力づくりに積極的に親しむことができる施設として、指定管理者と連携して愛される施設づくりに努め、「スポーツを通して躍動と活力あふれるまちづくり」に一層取り組む必要がある。

③ 市内外交流の推進

市民相互に社会参加や世代間交流、体験活動への参加意識の高揚を図ることは、地域活力をはじめ、コミュニティづくりの根元となっている。産業・福祉・教育・文化等諸分野における交流活動を推進するため、交流場所の整備や指導者をはじめとする人材育成が必要である。

また、地域の教育力を低下させないためにも、学校運営協議会や関係機関との連携に基づいた児童・生徒の健全育成を進めるとともに学校・家庭・地域が連携した子育て支援体制づくりが必要である。

そのほか、国際的視野の高揚を図るため、国際交流活動や外国人受け入れを通じた交流を実現させ、その支援体制を整えていく必要がある。

本市の自然や歴史、伝統文化など豊かな資源を活かしながら小中学校間の交流やふるさと学習教育を推進するとともに、各分野のネットワークの整備を行い情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイベントの創出を図る必要がある。

(2) その対策

① 公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

- 1) 老朽化した校舎の改築や改修等、学校施設を計画的に整備し教育環境の充実を図るほか、児童・生徒減少の現状に鑑み、学校再編や廃校となった校舎の利活用について検討するとともに、通学距離が延びた児童・生徒の通学手段を確保する。
- 2) 教科指導等で、ICTを活用しながら児童生徒の「情報活用能力」を高めるとともに、校

務支援システムの活用により、教職員の業務の効率化を図る。

- 3) 地域の実情や要望等に応じて、学校施設を積極的に開放するなど、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- 4) 児童生徒が本との触れ合いを通して、思考力・判断力・表現力・創造性を高めるとともに、豊かな心を育むことができるよう、読書活動の充実を図る。
- 5) ふるさとの自然や先人の偉業に触れるなど、郷土愛を育むためのふるさと教育を推進する。
- 6) 一人ひとりに応じた指導を展開して、基礎学力の向上と健全な心身の育成に努める。
- 7) ボランティア体験活動や社会への奉仕活動などを通して、思いやりのある豊かな心の育成に努める。
- 8) A L T (外国语指導助手)による国際理解教育の充実を図るなど、国際化時代に対応できる児童生徒の育成に努める。
- 9) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校が連携し、保護者のニーズを踏まえた就学前教育の充実を図る。

② 図書館その他の社会教育施設等の整備等

- 1) 公民館や図書館等の社会教育施設の整備と充実を図る。
- 2) 住民のニーズに対応した生涯学習講座等の充実に努め、学習機会の拡大を図るとともに、住民との協働による事業の推進を図る。
- 3) 地域に存在するさまざまな知識や技術を持った人材の把握に努め、生涯学習ボランティアとして、その人材の積極的な活用を図る。
- 4) 図書館の蔵書・資料の充実やネットワーク化によるサービスの向上に努める。
- 5) 芸術文化活動を推進するとともに、各種芸術文化団体やサークル等の育成と活動の支援に努める。
- 6) 本市にふさわしい歴史文化拠点施設について調査・研究を進め、新たな施設の整備を進める。
- 7) 地域の特性を活かした生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及や定着のため、全市またはブロック単位でのスポーツ教室やスポーツ大会の開催などを推進する。
- 8) 競技団体や関係機関と連携し、競技の特性に応じたジュニア層から一貫した指導体制を充実させるとともに強化事業を総合的に実施し、競技スポーツの振興を図る。
- 9) スポーツ協会・スポーツ推進委員やスポーツ少年団との連携のもとに、生涯スポーツ指導者講習会等を開催し、高度な専門知識を有する指導者の養成を図る。
- 10) スポーツ・レクリエーション活動の拠点となるスポーツ施設の整備を図るとともに、施設の効果的な管理運営の促進に努める。
- 11) 各競技の東北・全国規模の会場となる施設整備と開催運営体制の強化を図るとともに支援の充実に努める。

③ その他

- 1) 放課後の子どもたちの安全・安心の確保を図るとともに、学習拠点としての質の向上にも努める。
- 2) 障がい者が利用しやすい学習環境を整え、障がい者の生涯学習の支援を進める。

対策の目標

全国学力・学習状況調査におけるアンケート 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
【小6】 89.8% 【中3】 87.2%	【小6】 90.0% 【中3】 87.5%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 スクールバス・ボート 給食施設 その他 (3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	新山小学校改築事業 学校L E D化事業 学校空調設備整備事業 スクールバス購入事業 (岩城地域3台、由利地域3台、大内地域6台、鳥海地域2台) 給食配運用車両購入事業 学校教育情報化推進事業 西目公民館「シーガル」改修事業 東由利公民館冷暖房設備改修事業 岩城コミュニティセンター「岩城会館」改修事業 市民交流学習センター改修事業 東由利総合開発センター「有鄰館」改修事業 屋根防止水シート張替・冷暖房設備改修 紫水館改修事業 照明、空調、音響設備改修 床・絨毯張替、駐車場舗装 鳥海・笛子学習センター解体事業	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	

	文化交流館「カダーレ」整備事業	由利本荘市
	直根・笛子公民館維持補修事業	由利本荘市
	アクアパル改修事業	由利本荘市
	鳥海山木のおもちゃ館整備事業	由利本荘市
体育施設	本荘由利総合運動公園改修事業	由利本荘市
	総合体育館メインアリーナ床面改修事業	由利本荘市
	堤台スポーツエリアテニスコート改修事業	由利本荘市
	屋内運動広場「げんき館」改修事業	由利本荘市
	東由利プール改修事業	由利本荘市
	鳥海球場グラウンド改修事業	由利本荘市
	鳥海トレーニングセンター改修事業 トイレ、屋根、床改修	由利本荘市
	直根体育館解体事業	由利本荘市
	B & G 西目海洋センタープール・屋根等改修事業	由利本荘市
	遊泳館設備改修事業	由利本荘市
	由利本荘市ソフトボール場改修事業	由利本荘市
(4)過疎地域持続的発展特別事業		
義務教育	スクールバス運行事業 ①事業の必要性 少子化に伴う小中学校の統廃合により、児童・生徒の通学距離が大幅に伸びていることから、冬期間も含めた安全な通学交通により、安心安全な地域社会の実現を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 児童・生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行する。 ③事業効果 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	由利本荘市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

学校教育施設については、平成30年度に第二次学校環境適正化基本計画を策定しており、統廃合や改築を推進していく。校舎等建物については、築後20年を目安に大規模改修を行い、長寿命化に努める。人口動向を適切に把握し、子供の成長の機会の確保を最優先に考え、小中一貫校や地域の垣根を超えた統合を検討する。

給食センターは、地域毎の共同調理場や各学校にある単独調理場を含め再編を行い集約する。併せて、運営についても業務委託などで検討を進めていく。

文化系施設については、公民館施設は市民活動の拠点であるため今後も適正な維持管理を行い可能な限り存続するが、老朽化が著しい施設については、近隣施設や類似施設との集約または廃止とする。

社会体育施設については、市民のスポーツ活動の拠点となる施設を今後も適正な維持管理を行い、施設の老朽度が進んでいるものや利用率が低い施設は解体する。運営についても業務委託の導入の検討を進めていく。

10. 集落の整備

集落の整備の方針

道路整備や公共交通の確保など必要な社会基盤を整備し、住環境の整備に努めるとともに、他の集落や地域との交流を図りながら、地域の将来を支える人材の育成及び支援を行う。

(1) 現況と問題点

市内各地域には、大小数多くの集落自治組織が形成されている。これまでに集落における環境づくりには、生活に身近な事項を計画的に実施してきた。しかし、由利本荘市におけるまちづくりについては、中心部だけがよくなり、周辺地域はさびれていくのではないかという住民の不安があることから、周辺部にも配慮した均衡ある計画を実施する必要がある。

さらに、今後の急速な高齢化の進展とともに集落機能の維持が困難となっていくことが懸念されるため、集落対策や若者の定住促進が課題となっている。

また、住民にとって最も身近な自治組織である町内会や自治会などにおいて、コミュニティ機能が低下してきている。こうしたなか、自立と活力ある由利本荘市の創出のためには、市民・行政・民間が一体となって知恵を出しあいながら創意工夫のもとで協力し、まちづくりを進めいくことが必要である。

市民のふるさと意識はもとより、コミュニティ活動の活発化、生産意欲の向上を促進し、自立ある地域づくりと活性化を推進する必要がある。

(2) その対策

- 1) 住民自治活動に関する情報収集・提供・交流・相談・研修・支援、コーディネート及び人材育成・派遣を行う地域コミュニティサポート窓口を設置するとともに、集落支援員の設置や、自治活動をリードできる地域リーダー育成の支援、コミュニティ意識の啓発、住民参加の促進に努める。
- 2) 日常生活の安全性確保のため、生活関連道路の老朽化対策を行う。
- 3) 冬季生活の安全確保のため、道路除雪及び宅地内の排雪支援を行う。
- 4) 市民総参加でのまちづくり推進のため、各種対話集会を実施するなど、自治集落と行政が一体となった地域づくりの意識高揚を図る。
- 5) 自主的に行う地域づくり事業に対し助成措置を講じ、地域活動団体や住民自治組織の活性化を図る。

対策の目標

地域主体の活動に対する支援事業の新規申請件数	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
5件	5件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 (3) その他	<p>地域づくり推進事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化により地域の活力が低下する中、地域社会を維持・活性化し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、住民の自主的な地域づくり活動を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 地域運営団体が行う地域課題解決に向けた文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業等の取組に対し補助する。</p> <p>③事業効果 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>町内会・自治会げんきアップ事業</p> <p>①事業の必要性 今後ますます複雑化、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があるため。</p> <p>②具体的な事業内容 町内点検、アンケート、まち歩きを通した現状の把握と将来計画づくりに向けた、事例学習会、視察研修、ワークショップを行い、地域の維持・活性化の支援を行う。</p> <p>③事業効果 町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につなげることができる。</p>	地域運営団体 由利本荘市	

11. 地域文化の振興等

地域文化の振興等の方針

伝統芸能を守り、伝え続けることができるよう、民俗芸能伝承館「まい一れ」を拠点として民俗芸能団体の交流及び市内の民俗芸能の保存伝承と伝統文化の情報発信を図り、地域の児童生徒が後継者となるよう、育成・支援を行うとともに、有形・無形の文化財の保存や記録に努める。

また、国指定史跡でもある秀峰鳥海山や地域の山、川、海がつくりだす景観を財産ととらえ、ジオサイトの他、保全すべき「日本の原風景」を将来に残し伝えるために必要な対策に努める。

さらに、歴史を後代に伝えることができるよう、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等の整理・保存・利用に努める。

(1) 現況と問題点

市内に残る貴重な自然遺産や数多くの歴史的文化財、郷土芸能は市民共有のかけがえのない財産であり、それらを後世に伝え継ぎ、利活用を図るためにには、調査・記録・保存整備を計画的に継続して進めることが必要である。

民俗芸能については、伝承のための後継者養成が課題であり、民俗芸能伝承館「まい一れ」を伝承拠点として伝承団体や芸術文化団体の育成・支援に努める必要がある。

また、歴史・文化を学び、文化財を活用する各資料館は築30年度を超えて老朽化が著しく、資料の収集・保存・展示に支障が出ており、良好な状態での資料保存と活用を図り、市全体の歴史・文化を学べる施設の整備を進める必要がある。

文化は市民一人ひとりの自主的、創造的な活動により形成されていくものであり、児童生徒へのふるさと教育を推進するとともに、市民と行政がともに力を合わせて、由利本荘市にふさわしい地域に根ざした個性豊かな文化の創造に取り組む必要がある。

永年保存しなければならない公文書や、歴史的価値がある文書、資料等は市民の宝であり、後世に引き継いでいくことが重要である。

(2) その対策

- 1) 地域文化の振興等地域に残る貴重な文化財等を調査発掘し、保存や保護並びに記録に努める。
- 2) 自然景観を財産ととらえ、鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会と連携し、後世に残すべき景観についてその保全に努める。
- 3) 地域に根ざした伝統芸能など民俗文化財の保存と継承を図る。
- 4) 後継者育成、公開事業等について支援するとともに、祭りや行事等の記録や保存に努める。
- 5) 文化資産に関する情報の発信に努め、市民の体験学習等を通じて文化財愛護思想や郷土愛の高揚を図る。
- 6) 地域間及び国際交流事業等による文化交流を推進する。
- 7) 市内全体の歴史・文化を学べる施設として歴史文化拠点施設の整備を推進する。

対策の目標

本荘郷土資料館、民俗芸能伝承館の入場者数	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
17,700人	17,750人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	天鷲郷施設改修事業 茅葺屋根葺き替え (仮称)歴史・文化拠点施設整備事業	由利本荘市 由利本荘市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

文化施設については、歴史的価値のある施設は存続するものであるが、郷土資料館や文化的施設は老朽化した施設が多いことから収蔵効率を考慮しながら存廃を検討する。資料館は集約し、由利本荘市全体で1施設とする。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギーの利用の推進により、自然的特性を生かしたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び、エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図るとともに、新たな産業や雇用を創出し、地域振興を進める。また、本市では令和5年に2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っており、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進める。

(1) 現況と問題点

本市を含む秋田県沿岸地域は、国内でも屈指の風力発電の適地であるほか、将来有望な再生可能エネルギーの供給地となることが見込まれているほか、本市が持つ広大な森林資源が二酸化炭素排出削減に大きな可能性を秘めており、これらを活用した脱炭素社会の実現に取り組む必要がある。

(2) その対策

- 1) 再生可能エネルギーを利活用した施設について検討し、環境に配慮した社会の実現に努める。
- 2) 脱炭素社会に向けて市内における再生可能エネルギーの普及と省エネルギー化の推進を図る。
- 3) 森林由来J-クレジットの取り組みの拡大を図る。

対策の目標

本市における温室効果ガス排出量	
現状値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
846t	514t

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギー利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	(3) その他			

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

その他地域の持続的発展に関し必要な事項の方針

将来にわたり、本市最大の地域資源である豊かな自然と美しい景観を継承していく中で、利便性の向上と安全性を備えた快適な生活空間を形成し、定住者と移住者の増加につなげる環境共生社会を目指す。

(1) 現況と問題点

自然環境の保全及び再生

市民生活においては、ごみの減量化などにより循環型社会への転換を進めている。また、地域住民による環境保護への取り組みも定着し、各町内会単位のクリーンアップの持続的な実施、学校や各種団体、企業による積極的な美化活動が行われている。また、不法投棄防止活動を地元住民の協力を得ながら行い、ふるさと景観の保全に努めている。

今後も、市民の誇りであり、本市最大の財産でもある豊かな自然環境を次代に継承するために、資源循環型社会の形成、地球温暖化防止の推進、ふるさと景観の保全を一体的に推進していく必要がある。

(2) その対策

自然環境の保全及び再生

- 1) 花壇づくり活動、緑化活動の推進、美化活動、不法投棄防止活動の推進等によりふるさと景観の保全に努める。
- 2) 北限群落のタブノキの生息地（松ヶ崎親川地区）を始めとする保護地域の保全を推進する。
- 3) 市民、地域、事業者、関係機関の協働により鳥海山・飛島ジオパークの推進を図る。

対策の目標

ふるさと景観の保全に係る農地の保全（耕地面積）	
現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
12, 400 ha	12, 400 ha

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		鳥海山・飛島ジオパーク推進事業（ソフト）	由利本荘市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

過疎地域持続的発展別事業	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>由利高原鉄道運営支援事業</p> <p>①事業の必要性 地域住民の日常生活に必要な移動のための交通手段であり、鳥海地域の観光振興を図っていくための重要な資源である由利高原鉄道を維持していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 由利高原鉄道活性化計画に基づく地元負担として、運行経費への補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利高原鉄道株式会社	<p>補助金 (事業効果が将来に及ぶ理由)</p> <p>地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	乗り[逢い]交通運営事業	<p>①事業の必要性 過疎化や高齢化により、安心して「おでかけ」できなくなりつつある状況において、最低限の生活を維持していくため、地域における移動手段を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 各集落から近くの生活拠点や、交通結節点に乗り入れできるよう、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送、互助による輸送のうち、地域に合った事業を実施する。</p> <p>③事業効果 地域内の支え合いと交流の活性化が図られるとともに、路線バスや鉄道と接続することにより、公共交通機関の利用が促進され、また、地域内のスーパー・商店、医療機関が積極的に活用されるなど、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町内会等	<p>補助金 (事業効果が将来に及ぶ理由)</p> <p>地域内の支え合いと交流の活性化が図られるとともに、路線バスや鉄道と接続することにより、公共交通機関の利用が促進され、また、地域内のスーパー・商店、医療機関が積極的に活用されるなど、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

交通施設維持	<p>橋梁・トンネル長寿命化支援事業</p> <p>①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため橋梁・トンネルの適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 橋梁・トンネルの調査を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定するとともに、その計画に則り修繕を行う。</p> <p>③事業効果 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
路面性状調査事業	<p>①事業の必要性 市内には老朽化した市道が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市道の損傷・劣化等を把握し、修繕計画に基づく予防的な修繕を実施する。</p> <p>③事業の効果 市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。 このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。 このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
農道橋点検診断事業	<p>①事業の必要性 市内農道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内農道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果 農道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、農道橋の耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>林道橋・トンネル点検診断事業</p> <p>①事業の必要性 市内林道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内林道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果 林道橋の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、林道橋等の耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	<p>(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・減災</p> <p>我が家の防災マニュアル作成事業</p> <p>①事業の必要性 デジタル弱者とされる高齢者を含む全ての市民に対し、居住地域の災害リスクを正確に認識させ、災害発生前に的確な避難行動を可能とするため、ハザードマップや指定緊急避難場所等を掲載した冊子を作成・配布し、情報の公平な提供を図ることが必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 県管理河川の洪水浸水想定区域図や本荘市街地の内水浸水想定区域図などの情報を掲載した「我が家の防災マニュアル（洪水・土砂・津波・火山災害一体型ハザードマップ）」を作成し、全戸に配布する。</p> <p>③事業効果 市民が居住地域の災害リスクを認識し、迅速な避難行動を通じて人的被害を防止し、将来的に過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 市民が居住地域の災害リスクを認識し、迅速な避難行動を通じて人的被害を防止し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
その他	<p>下水道ストックマネジメント事業 (本荘・矢島・道川・前郷・岩谷・処理区)</p> <p>①事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため下水処理施設の適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。</p> <p>③事業効果 予防保全的管理を確立することに</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	より、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	<p>本荘地域市営住宅長寿命化事業（改修） 長寿命化計画策定（見直し）、伊勢堂、梵天団地</p> <p>①事業の必要性 住宅セーフティネットである市営住宅について、老朽化し更新期を迎えている大量の施設を効率的に更新及び維持管理するうえで、予防的管理や長寿命化に資する改善を計画的に推進する必要がある。</p> <p>②具体的事業の内容 既存市営住宅の現状分析を踏まえ長寿命化対象施設を特定し、事業手法の選定、実施予定一覧等の長寿命化対策に係る計画を策定（見直し）する。</p> <p>③事業効果 計画に基づく事業実施、適正な施設管理により、ライフサイクルコストの縮減、住宅セーフティネットの確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 計画に基づく事業実施、適正な施設管理により、ライフサイクルコストの縮減、住宅セーフティネットの確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	<p>公園長寿命化計画策定事業</p> <p>①事業の必要性 住民が安全安心に暮らすことのできる社会基盤を維持するため、災害時の避難場所、住民の散策や憩いの場である公園について、安全性の確保、良好な利用環境を整える必要がある。</p> <p>②具体的事業内容 既存ストックである四阿や園路等の公園設備を目視による調査を行う。構築物については、必要に応じて強度試験等を行いながら、健全度調査を進め、長寿命化対策に係る計画を策定する。</p> <p>③事業効果 公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

<p>住宅リフォーム資金助成事業</p> <p>①事業の必要性 高齢者や子育て世代が、安心して快適に暮らし続けることのできる居住環境を確保するため、住宅の老朽化や経年劣化による修繕やバリアフリー化等に係る負担を軽減することにより、集落の維持及び活性化を図るとともに、定住促進に寄与する。</p> <p>②具体的な事業内容 住宅リフォームに係る費用の一部を助成 50万円以上（一部20万円以上）の工事を対象</p> <p>③事業効果 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることで住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>民間</p>	<p>補助金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることで住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
<p>老朽化公共施設解体事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加していることから住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るために、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するため、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 老朽化不要公共施設を解体・撤去する。</p> <p>③事業効果 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>
<p>公共施設等総合管理基金積立金</p> <p>①事業の必要性 老朽化した施設を長寿命化または解体を図ることで地域の安心・安全を確保する必要があること、及び効率的な行政運営を図るため。</p> <p>②具体的な事業内容 由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を改修・解体するための基金積立を行う。</p> <p>③事業効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、公共施設を適正に管理することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、公共施設を適正に管理することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	福祉医療費助成事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の充実により、子育て世帯などの若年層の定住及び少子化対策を推進する必要がある。 ②具体的な事業内容 市単独事業により秋田県福祉医療費支給事業の対象範囲を拡大して（県補助事業では所得制限により非該当となる者に支給を拡大するとともに、自己負担分についても支給する。また、対象年齢を高校生世代まで拡大する。）医療費を支給する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	子育て支援金事業	①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子を複数持つことを希望している世帯の後押しをする必要がある。 ②具体的な事業内容 第2子、第3子以降出生の際に支援金を支給する。 ③事業効果 子育て世帯の経済的負担軽減により、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 少子化・人口減少が進行する中、子育て世帯の経済的負担の軽減により、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>民間保育所等解体事業</p> <p>①事業の必要性 市内園児数の減少により、保育施設等の運営が困難になっている地域において、当該運営法人の経営を支援し、保育サービス等の提供を維持する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 市内園児数減少の影響を受け、統廃合により廃園となった園舎の解体費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 保育施設等運営法人の経営安定化を図ることで保育サービス等の提供が維持され、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	社会福祉法人・学校法人	<p>補助金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 運営法人の経営安定化が図られ、保育サービス等の提供が維持されることで、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
高齢者・障害者福祉	<p>緊急通報システム整備事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、急病や緊急時の不安の解消を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯に緊急時の連絡・見守り手段として緊急通報装置（ワンボタンで委託業者等の登録先に電話がつながるもの）を貸与し、在宅生活を支援する。</p> <p>③事業効果 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

		<p>外出支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、身体状況等により公共交通機関の利用が困難な高齢者の医療機関への通院手段を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況又は精神状況により一般の公共交通機関を利用する事が困難な者を対象に医療機関への送迎を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らししが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らししが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
7 医療の確保	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>医師確保奨学資金貸付事業（貸付・基金）</p> <p>①事業の必要性</p> <p>研修医の都市部集中等により医師の偏在が生じており、地域医療の維持のため医師の確保が求められている。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>将来の地域医療を支える医師確保のため、医師を目指す学生に奨学資金を貸与し、医学部修了後に一定期間地域医療に携わった場合、返還を免除する。</p> <p>③事業効果</p> <p>将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

<p>看護師確保対策事業（貸付・基金）</p> <p>①事業の必要性 地域医療の維持のため看護師の確保が求められている。</p> <p>②具体的な事業内容 将来の地域医療を支える確保のため、看護師を目指す学生に修学資金を貸与し、看護師を養成する大学、短期大学又は専修学校卒業後に一定期間地域医療に携わった場合、返納を免除する。</p> <p>③事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
<p>医師研修資金貸付事業</p> <p>①事業の必要性 医師偏在を解消し医師確保を進める上で、本地域の公的医療機関で研修を受ける研修医の確保が求められている。</p> <p>②具体的な事業内容 喫緊の課題である医師確保のため、臨床医に対して研修資金を貸与することで本地域に勤務しやすい環境を整備し、勤務後はその期間に応じて返済の全部又は一部を免除する。ただし、医師確保奨学資金貸付を受けた者には貸与しない。</p> <p>③事業効果 地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>救急救命士養成事業</p> <p>①事業の必要性 医療機関から遠隔の地にある過疎地の救命率向上のため、救急業務の高度化により地域医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 計画的に消防職員を救急救命研修所に入校させ、救急救命士を養成する。</p> <p>③事業効果 医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>スクールバス運行事業</p> <p>①事業の必要性 少子化に伴う小中学校の統廃合により、児童・生徒の通学距離が大幅に伸びていることから、冬期間も含めた安全な通学交通により、安心安全な地域社会の実現を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 児童・生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行する。</p> <p>③事業効果 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業ある。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>地域づくり推進事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化により地域の活力が低下する中、地域社会を維持・活性化し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、住民の自主的な地域づくり活動を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p>	地域運営団体	(事業効果が将来に及ぶ理由) 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>地域運営団体が行う地域課題解決に向けた文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業等の取組に対し補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		
(3) その他	<p>町内会・自治会げんきアップ事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>今後ますます複雑化、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があるため。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>町内点検、アンケート、まち歩きを通した現状の把握と将来計画づくりに向けた、事例学習会、視察研修、ワークショップを行い、地域の維持・活性化の支援を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由)</p> <p>町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>